

# 京田辺市高齢者保健福祉計画

平成 27 年 3 月

京 田 辺 市



## はじめに

現在、高齢化の進行に伴い一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く状況も大きく変化し、さまざまな課題が指摘されています。このような中、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた、中長期的な視野に立った施策の展開が全国的に求められているところです。

京田辺市では、平成 24 年 3 月に策定した「京田辺市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者一人ひとりの多様なニーズに応じた支援やサービスが受けられるよう、情報提供や各種施策の計画的な推進に努めてきたところです。

特に、身近な相談・支援の機能を持つ「地域包括支援センターあんあん」を 3 か所に増やし、きめ細かなサービスの提供、認知症高齢者や高齢者の権利擁護への理解推進、地域包括ケアの実現に向け、地域で高齢者を支えるさまざまな機関と連携を進めるなど、住み慣れた地域での生活を続けられるよう支援の充実を図ってきたところです。

このたび策定した平成 27 年度からの計画では、介護保険制度が改正されたことなども踏まえ、新たな地域支援事業を中心に地域に則したより質の高いサービスの提供を行える体制づくりを進めることとし、「みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせるまち～『高齢者』が『幸齢者』になれるまち～」をめざすべき姿といたしました。今後、健康づくり、介護予防、社会参加や生きがいづくりの支援、地域包括ケアシステムの実現などの取り組みをさらに充実させてまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました京田辺市高齢者保健福祉計画委員会委員の皆様、アンケート調査・パブリックコメント等で貴重な意見をいただきました皆様並びに各関係団体等の皆様に心からお礼申し上げます。



平成 27 年 3 月

京田辺市長 石井 明三

## <目次>

1. 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	3
1. 背景と目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
第2章 統計データからみる京田辺市	5
1. 人口	5
2. 世帯	7
3. 要支援・要介護認定者の動向	8
第3章 前回計画の実施状況及び評価	10
1. 地域支援事業計画	10
2. 健康づくりサービス	15
3. 高齢者の福祉サービス	18
4. 地域包括ケアシステムの構築	21
5. 認知症高齢者対策の推進	22
6. 高齢者の尊厳への配慮	24
7. 高齢者の社会参加と生きがいつくり	25
第4章 計画の推進	27
1. 施策体系決定のための基本的な視点	27
2. 基本理念	30
3. 施策の体系	31
4. 地域支援事業の枠組みの変更	32
2. 各論	35
第1章 保健福祉サービス	37
1. 健康づくり・介護予防の促進	37
2. 地域包括ケアシステムの構築と推進	43
3. 認知症高齢者に対する支援	47
4. 高齢者の尊厳への配慮	52
5. 高齢者の生活支援	54

第2章 介護保険サービスの見込み.....	58
1. 高齢者の状況（推計）.....	58
2. 日常生活圏域の状況.....	60
3. 居宅サービスの見込み.....	61
4. 地域密着型サービスの見込み.....	75
5. 施設サービスの見込み.....	78
6. 特別給付.....	80
7. 介護給付費・予防給付費などの見込み.....	81
8. 介護保険料の仕組みと考え方.....	84
9. 介護保険財政適正化に向けた取り組みについて.....	85
第3章 計画の円滑な推進に向けて.....	86
1. 情報提供の充実.....	86
2. 計画の推進体制の整備.....	86
3. 介護保険事業の進捗状況の把握.....	86
3. 資料編.....	87
1. 計画の策定経過.....	89
2. 高齢者福祉に関わる施設の一覧.....	90
3. 京田辺市高齢者保健福祉計画委員会設置規則.....	91
4. 京田辺市高齢者保健福祉計画委員会委員名簿.....	92
5. 京田辺市地域包括支援センター運営協議会設置規則.....	93



# 1. 総論







# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 背景と目的

わが国では平成25年には4人に1人が65歳以上となるなど、世界的にも類をみない速さで高齢化が進んでいます。厚生労働省の試算によると、高齢化率は平成37年（2025年）までに30%を超え、平成54年（2042年）には3,878万人とピークを迎えるといわれています。

また、今後は高齢者の中でも特に75歳以上の人口増加が顕著になるといわれており、平成67年（2055年）には総人口に占める割合が25%を超える見込みとなっています。そのため、高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加が深刻化し、介護保険制度や高齢者福祉の重要性はさらに高まっていくと考えられます。

京田辺市においても、高齢者人口は平成26年6月には15,000人を超え、75歳以上の人口も増加傾向となっています。また、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、介護のニーズの増大が予想されます。

こうした状況の中で、本市では平成24年に策定された「京田辺市高齢者保健福祉計画」（以下、前回計画）において、高齢者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、「普遍性」「統合性」「協働性」に基づき、社会全体で高齢者を支える体制づくりをめざしてきました。

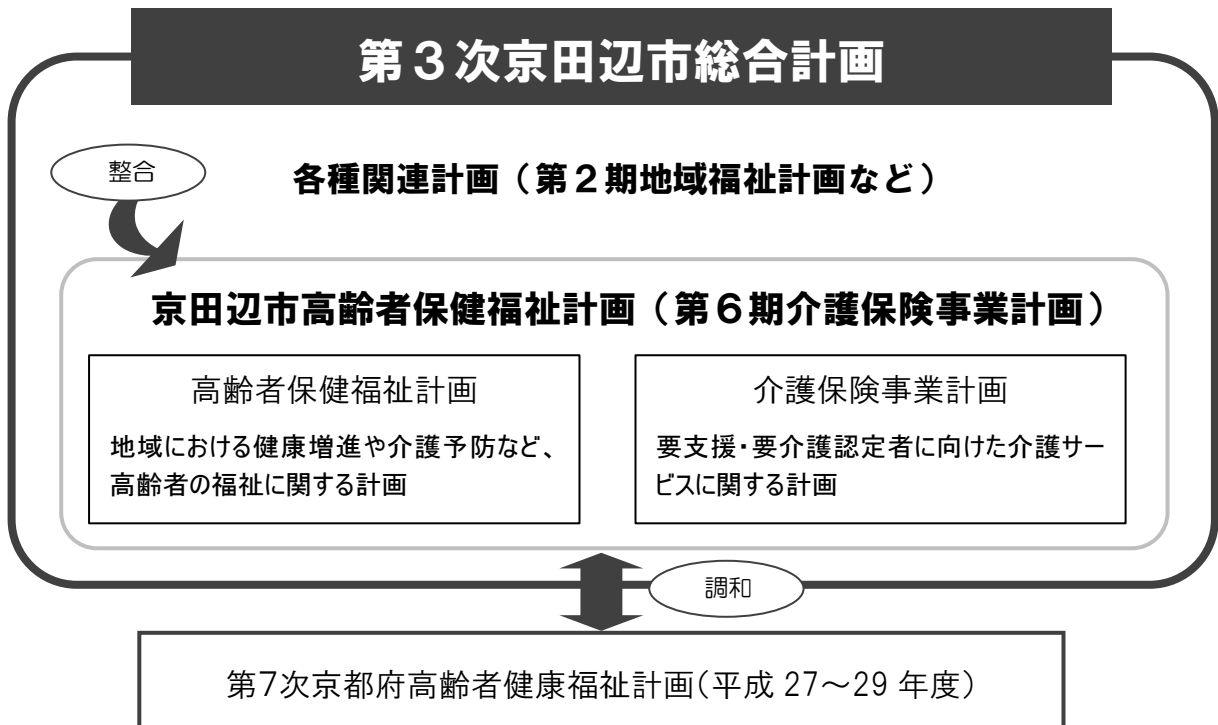
今回の計画策定にあたり、前回計画にも考え方として盛り込まれていた、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を具体化していくことや、費用負担の公平化などが、国では介護保険制度の主な改正点として挙げられています。

本市では以上の動向を踏まえ、市の高齢者保健福祉と介護保険事業を計画的に推進していくため、前回策定した計画の基本理念を継承しつつ、「京田辺市高齢者保健福祉計画（第6期介護保険事業計画）」（以下、本計画）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき策定するものです。

本計画は、本市のまちづくりの総合的な計画である「第3次京田辺市総合計画」をはじめ、関連計画となる「第2期地域福祉計画」などと整合性を図るとともに、京都府が策定する「第7次京都府高齢者健康福祉計画」の内容を踏まえた計画とします。



## 3. 計画の期間

本計画は平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間で1期とする計画です。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
京田辺市	第5期計画								
高齢者保健福祉計画 (第6期介護保険事業計画)				第6期計画(本計画)					
						見直し	第7期計画		

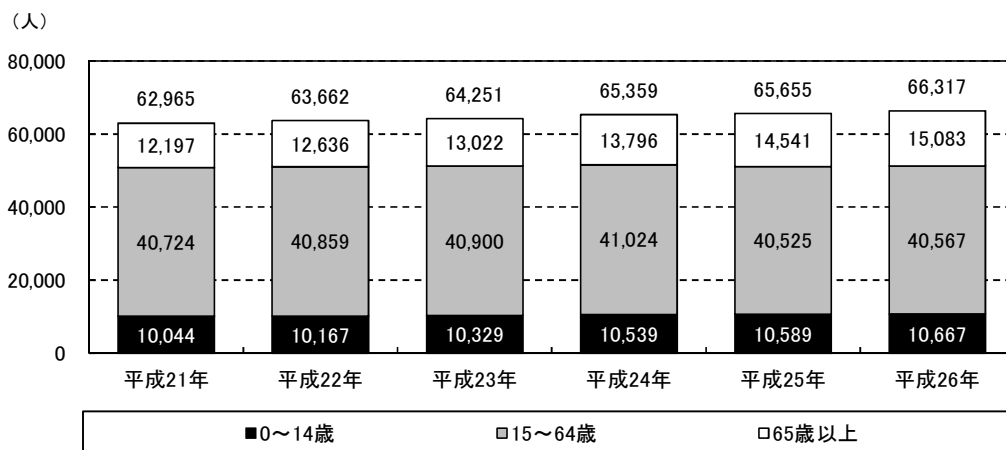
## 第2章 統計データからみる京田辺市

### 1. 人口

本市の総人口の推移をみると、平成21年から平成26年にかけて3,352人増加しています。

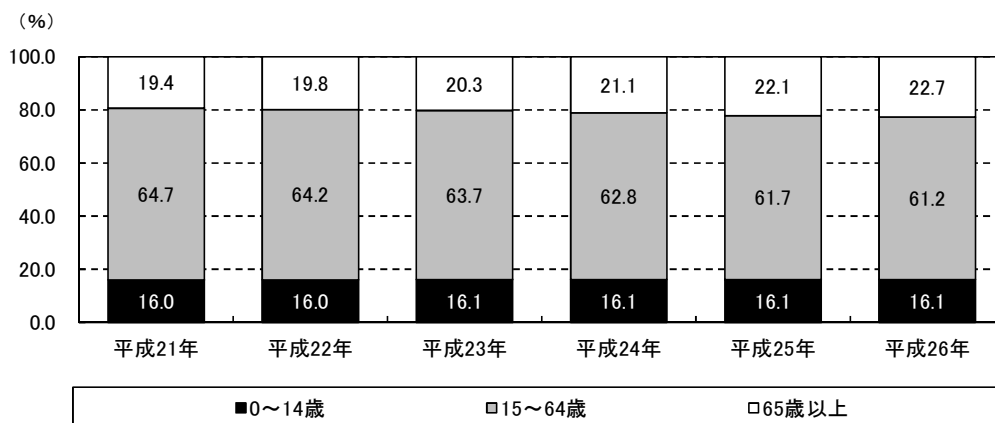
年齢3区分別に推移をみると、65歳以上人口が平成21年の12,197人から、平成26年には15,083人と2,886人増加し、年齢3区分別人口構成比の推移では19.4%から22.7%と3.3ポイント増加しています。

#### ■総人口（年齢3区分別）の推移



資料：京田辺市統計情報（平成21～25年は各年10月1日現在。平成26年は6月1日現在）

#### ■年齢3区分別人口構成比の推移

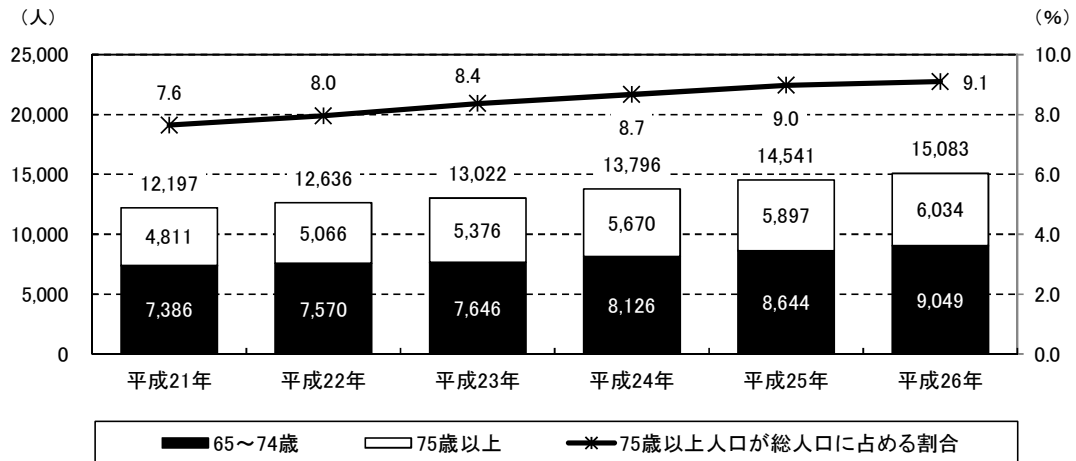


注：小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならないことがある。  
資料：京田辺市統計情報（平成21～25年は各年10月1日現在。平成26年は6月1日現在）

本市の高齢者数のうち、75歳以上人口は平成21年から平成26年にかけて 1,223 人増加しており、総人口に占める割合も平成 21 年の 7.6%から平成 26 年には 9.1%と、1.5 ポイント増加しています。

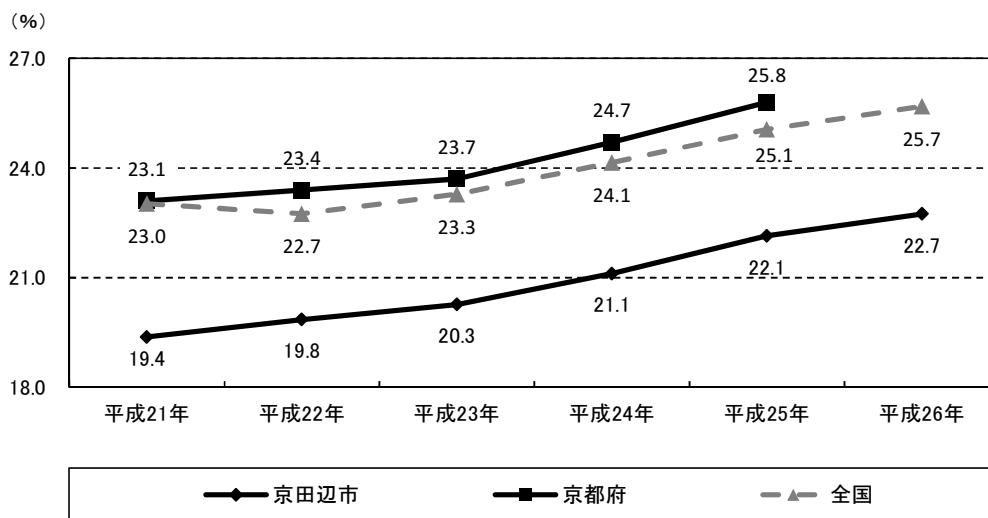
一方で、本市の高齢化率は平成 21 年から平成 26 年にかけていずれも全国や京都府の値を下回っています。

### ■高齢者数の推移



資料：京田辺市統計情報（平成 21～25 年は各年 10 月 1 日現在。平成 26 年は 6 月 1 日現在）

### ■京田辺市、京都府、全国の高齢化率の推移



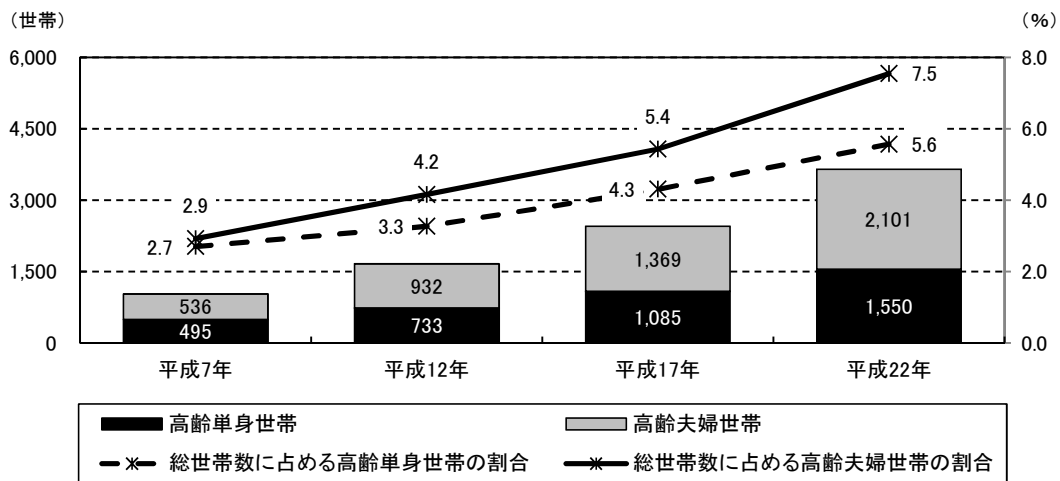
資料：京田辺市統計情報（平成 21～25 年は各年 10 月 1 日現在。平成 26 年は 6 月 1 日現在）  
 京都府、全国は総務省人口統計概算値（平成 21～25 年は各年 10 月 1 日、平成 26 年は 6 月 1 日現在）

## 2. 世帯

本市の高齢者世帯数の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加傾向となっており、また徐々に増加する割合が大きくなっていることがわかります。総世帯数に占める高齢単身世帯の割合や高齢夫婦世帯の割合を比較すると、平成7年から平成22年にかけて京都府や全国の値を下回りながら推移しています。

また、全国や京都府と比較して、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加する割合は比較的緩やかになっていますが、近年の増加傾向をみると、高齢者世帯数が増加することも考えられます。

### ■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

### ■京田辺市、京都府、全国の総世帯数に占める高齢者世帯数の割合の比較

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
		割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
単身世帯	65歳以上単身世帯(京田辺市)	2.7	3.3	4.3	5.6
	65歳以上単身世帯(京都府)	6.6	8.0	9.2	10.5
	65歳以上単身世帯(全国)	6.3	7.8	9.1	10.1
夫婦世帯	65歳以上夫婦世帯(京田辺市)	2.9	4.2	5.4	7.5
	65歳以上夫婦世帯(京都府)	5.8	7.4	8.5	9.8
	65歳以上夫婦世帯(全国)	5.0	6.4	7.8	9.2

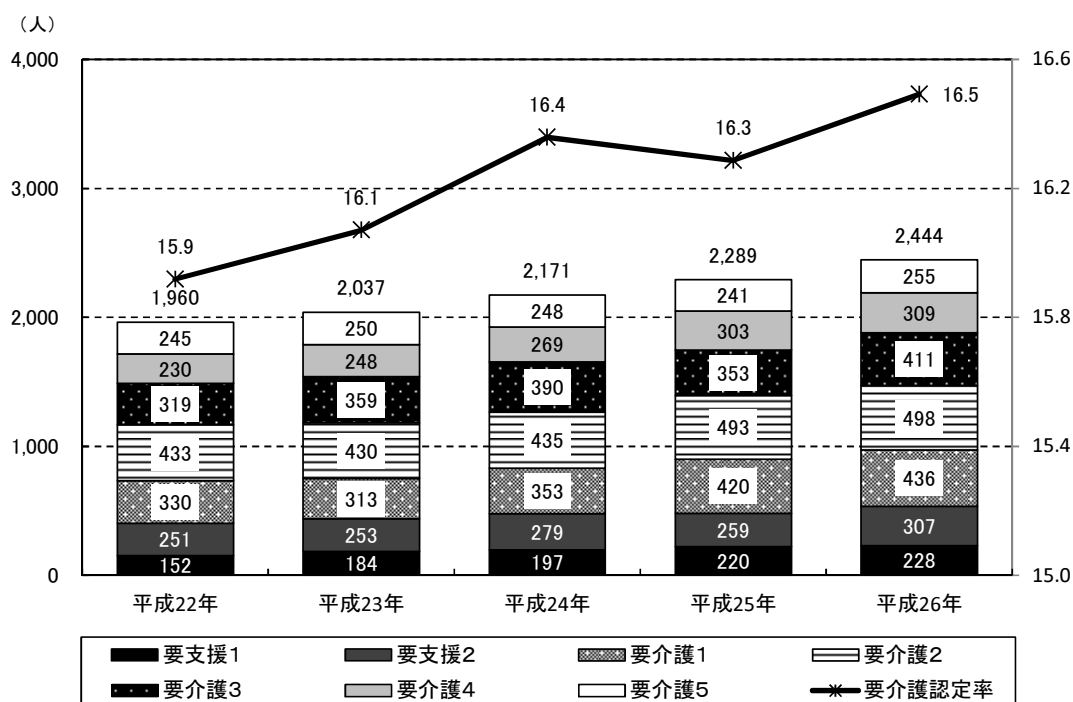
資料：国勢調査

### 3. 要支援・要介護認定者の動向

要支援・要介護認定者数は平成 22 年から平成 26 年にかけて増加で推移しており、認定率（第 1 号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）が 0.6 ポイント増加しています。これは、75歳以上人口の増加に伴うものであると思われます。

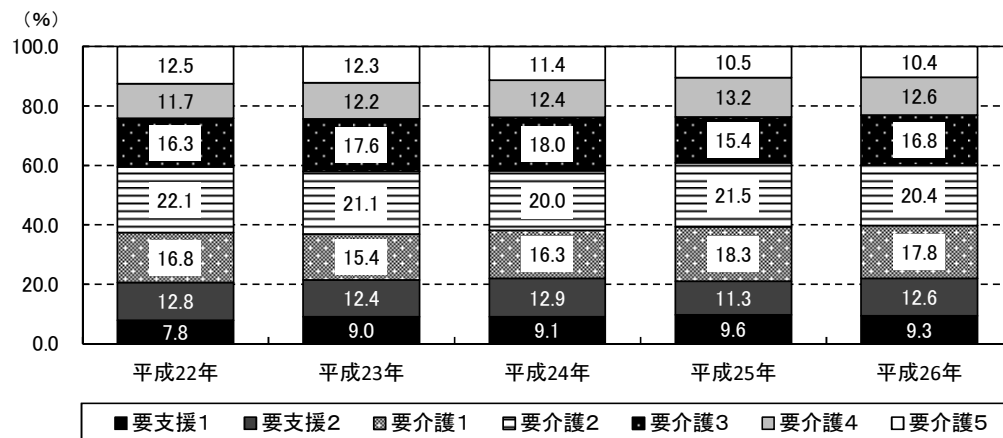
要介護度別にみると、平成 22 年から平成 26 年にかけて要支援 1～要介護 1 の比較的軽度の認定度で増加が大きくなっています。

#### ■要支援・要介護認定者数・認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 3 月 31 日時点）

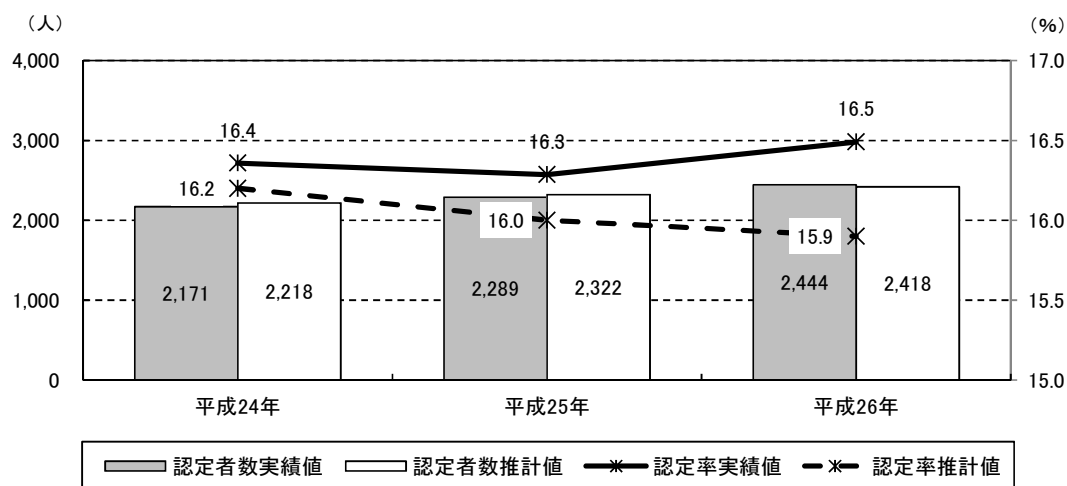
#### ■要支援・要介護度別認定者割合の推移



注：小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計値が 100.0%にならないことがある。  
資料：介護保険事業状況報告（各年 3 月 31 日時点）

要支援・要介護認定者数と認定率について、平成24年から平成26年の前回計画で算出していた推計値と実績値を比較すると、認定率では実績値が推計値を上回りながら推移しています。要支援・要介護認定者数でも平成26年には実績値が推計値を上回っており、前回計画策定時点で想定されていたより、要支援・要介護認定者の増加が早く進んでいます。これは、要支援・要介護認定の必要な人の掘りおこしが一定程度進んだことも要因として考えられます。

■前回計画の見込みとの比較



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）

## 第3章 前回計画の実施状況及び評価

### 1. 地域支援事業計画

#### (1) 二次予防事業

二次予防事業については、基本チェックリスト（「おたっしゅチェックリスト」）を、市内に住む65歳以上の方全員に送付し、対象者の把握に努めています。二次予防事業の参加者数は増減しながら推移していますが、前回計画の計画値を上回って推移しています。

通所型介護予防事業では、二次予防事業の対象者に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの事業を通所により行っています。

また、二次予防事業を委託している事業所との情報共有を密に行い、目標の明確化などによって実施過程、実績、施策による効果の評価に努めています。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業の対象者数(人)	計画値	1,100	1,160	1,220
	実績値	1,591	1,575	790
二次予防事業の参加者数(人)	計画値	1,100	1,160	1,220
	実績値	1,917	2,123	2,100
通所型介護予防事業開催数(回)	実績値	120	120	120

※平成26年度については、見込み値で算出



## (2) 一次予防事業

### ○介護予防普及啓発事業

「介護予防」の言葉の定着により、自主的に運動、食事などの生活改善に取り組む市民が増えています。

また、各地の老人会の会員の高齢化が進む中、一次予防への参加者は、前期高齢者（65歳～74歳）の参加率が、特に北部地域で増加しています。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康教室	開催回数(回)	計画値	200	200	200
		実績値	154	144	139
	参加延人数(人)	計画値	3,600	3,650	3,700
		実績値	3,095	3,203	2,814
健康相談	開催回数(回)	計画値	160	160	160
		実績値	116	105	118
	参加延人数(人)	計画値	2,350	2,400	2,450
		実績値	2,075	1,813	1,620

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### ○地域介護予防活動支援事業

介護予防教室修了者による自主サークル活動の立ち上げから活動まで、支援を行っています。活動の継続に対する支援が引き続き必要とされています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自主サークル数(団体)	8	9	9
活動支援回数(回)	9	10	11

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (3) 包括的支援事業

包括的支援事業は、本市が直営で設置している市内3か所の地域包括支援センターを中心に実施しています。

#### ○総合相談支援事業

高齢者のさまざまな相談に応じており、各関係機関と連携し、高齢者が自分らしく暮らせるように支援しています。前回計画期間中に相談窓口である地域包括支援センターを3か所に増加したこともあり、相談対応件数が増加しています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合相談 実人数(人)	2,991	4,661	5,000
総合相談 延件数(件)	5,354	10,809	13,000

※平成 26 年度については、見込み値で算出

#### ○権利擁護事業

高齢者虐待ケースへの対応や成年後見制度の利用促進のための事業を実施しています。

高齢者虐待に関する相談では、窓口の周知を進めたことにより、増加の傾向がみられます。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
権利擁護に関する相談(回)	87	106	500
うち成年後見に関する相談(回)	71	67	200
高齢者虐待に関する相談(回)	11	17	300

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護を取り巻く多様な職種との連携を目的として、介護支援専門員のサポートや研修会の実施、関係機関の会議などへ出席しました。また、ケアマネジャーへの助言や指導など、支援にあたる職員へのサポートにも努めています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
研修会の実施(回)	2	1	3
介護支援専門員サポート(回)	13	19	30

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### ○介護予防ケアマネジメント事業

要支援・要介護状態にならないよう、介護予防についての啓発事業を行っています。また、要支援 1・2 の認定を受けた人を対象に、日常生活の自立に向けて意欲的に取り組めるように、介護予防サービスや福祉サービスなどを有効に活用する支援をしています。

介護予防サービス・支援計画の作成については、平成 26 年度には計画値を上回る見込みとなっており、要介護状態となることを防ぎ、できるだけ長く自立して暮らせるようにサポートしていく必要があります。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス・支援計画(回)	計画値	3,024	3,156	3,324
	実績値	2,876	3,119	3,340

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (4) 任意事業

### ○家族介護支援事業

主に介護に当たっている方の精神的・身体的な負担を軽減するために、家族介護者交流会、レクリエーション、介護者教室、情報誌の発行などに取り組んでいます。

利用者は増加傾向となっており、要支援・要介護認定者の増加や、在宅療養へのニーズが高まる中で、今後さらに重要となる事業と思われます。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護支援事業の延べ利用者数(人)	238	290	290

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### ○介護相談員派遣事業

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに相談員を派遣し、利用者の疑問や不安・不満の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図っています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護相談員の派遣人数(人)	242	256	262

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## 2. 健康づくりサービス

### (1) 健康診査

生活習慣病の予防を目的に、特定健診・特定保健指導、後期高齢者健診を実施しました。健康診査によって、高齢者やその前段階の年齢の健康増進や介護予防を積極的に進め、高齢者の健康寿命の延伸と介護予防ができるように取り組んでいます。

がんの早期発見・早期診療を図るために、各種がん検診を実施し、乳がん検診・大腸がん検診においては、医療機関でも受診できるように体制を整備し、平成 26 年度からは前立腺がん検診を実施しています。また、がん検診推進事業として、節目の年齢の方への検診手帳や無料クーポン券の送付、未受診者にリコールを行い、受診勧奨と受診率の向上に努めています。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)
特定健康診査以外の 健康診査	計画値	230	28.0	220	28.0	200	28.0
	実績値	197	23.6	184	22.1	2,660	13.0
胃がん検診	計画値	2,550	13.0	2,610	13.0	2,660	13.0
	実績値	1,978	10.1	1,964	9.8	1,879	9.2
大腸がん検診	計画値	3,340	17.0	3,410	17.0	3,480	17.0
	実績値	3,368	17.2	3,444	17.2	3,500	17.1
肺がん検診	計画値	2,360	12.0	2,410	12.0	2,460	12.0
	実績値	2,216	11.3	2,127	10.6	2,130	10.4
子宮がん検診※	計画値	2,530	34.0	3,400	34.0	2,640	34.0
	実績値	2,332	31.3	3,007	30.2		
乳がん検診※	計画値	2,210	33.0	2,140	33.0	2,300	33.0
	実績値	1,793	28.3	2,029	28.8		
前立腺がん検診※	計画値	—	—	—	—	1,155	19.0
	実績値	—	—	—	—	908	14.9
骨粗しょう症予防検診	計画値	230	7.0	240	7.0	240	7.0
	実績値	604	4.4	680	4.8	629	4.5
歯周病疾患検診	計画値	340	9.0	330	9.0	340	9.0
	実績値	226	6.0	336	9.2	352	9.6

※平成 26 年度については、見込み値で算出（後期実施事業は空欄、計画時に記入）

※乳がん検診、子宮がん検診の受診率は、

（前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2年連続の受診者数）÷（当該年度の対象者数）×100

※前立腺がん検診は、平成 26 年度より開始

## (2) 健康教育

生活習慣病予防教室や地域住民を対象とした健康教室、集団検診などの機会を活用して、啓発のための展示や小集団健康教室などを並行して実施しています。

### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数(回)	計画値	230	230	230
	実績値	225	235	230
実施延人数(人)	計画値	4,200	4,200	4,200
	実績値	4,145	3,839	4,200

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (3) 健康相談

医師・保健師・管理栄養士による市民のこころやからだの健康に関する相談を定期的  
に実施しており、また健康教室や各種検診なども相談の機会として活用しています。

### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数(回)	計画値	80	80	80
	実績値	100	107	80
実施延人数(人)	計画値	1,300	1,300	1,300
	実績値	1,182	1,437	1,300

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (4) 訪問指導

生活習慣病や精神疾患など療養上の保健指導が必要と認められる人やその家族に対し、保健師、成人保健専門員、管理栄養士などが訪問による保健指導を行い、健康に関する問題を総合的に把握し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、心身機能低下の防止や健康増進を図っています。

### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指導延人数(人)	計画値	200	200	200
	実績値	72	84	200

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### 3. 高齢者の福祉サービス

#### (1) 高齢者生活支援ヘルパー派遣

介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者のうち、疾病などによって一時的に生活への支援が必要となった方に対して、家事援助などの必要なサービスを提供しています。

##### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	計画値	8	10	12
	実績値	4	1	4

※平成 26 年度については、見込み値で算出

#### (2) 短期入所サービス

要介護者などや見守りが必要な高齢者の在宅生活の継続を支援するため、やむを得ない理由で介護を受けられないなどの理由により、支給限度額を超えて、なお短期入所が必要となった場合、費用の一部を補助することにより、要介護者などの家族への介護・経済的負担の軽減を図っています。

##### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	計画値	68	72	76
	実績値	50	55	55

※平成 26 年度については、見込み値で算出



### (3) 配食（給食）サービス

高齢者のみの世帯を対象に、見守りや安否確認なども兼ねて、無償・有償さまざまなかたちで栄養バランスのとれた食事の提供を行う市社会福祉協議会の事業に対し、補助支援をしています。

前回計画の計画値と実績値にやや差がありますが、第4期計画（平成21～23年度）と同じような利用者数で推移しており、一定のニーズがあります。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	計画値	310	320	330
	実績値	277	253	258

※平成26年度については、見込み値で算出

### (4) 居住設備改善費助成サービス

住宅内の段差などで、移動が思うようにできないことなどを理由に要介護状態にならないように、手すりの設置、段差解消などの生活環境の改善を行った場合、改修費用の一部を助成しています。

計画値を上回って推移しており、特に平成25年度から平成26年度にかけては、消費税増税前の影響などもあり、大きく利用者が増加したものとされます。

#### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	計画値	45	50	60
	実績値	52	77	77

※平成26年度については、見込み値で算出

## (5) 独居高齢者等 24 時間安心見守り事業

平成 25 年度に、「緊急通報装置設置事業」から「独居高齢者等 24 時間安心見守り事業」へと名称を変更しており、従来の緊急時の通報に、健康相談事業と安否確認事業を加え、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で、より安心して生活できるシステムとして構築しました。

### ■実績値と前回計画の計画値との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	計画値	500	530	560
	実績値	501	498	470

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (6) 養護老人ホームへの入所

老人福祉法に基づく老人福祉施設として、居宅での生活が困難なおおむね 65 歳以上の高齢者の施設入所先として府が養護老人ホームを運営しています。近年、高齢者の虐待などによる対応もでてきており、平成 25 年度には虐待を受けた高齢者 1 名を緊急措置し、身の安全を図りました。

### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)	6	6	6

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## 4. 地域包括ケアシステムの構築

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターについては、前回計画期間中に予定どおり3か所目を設置しており、包括的支援事業へのニーズの増加などにつながっているものと思われます。また、職員の研修を継続的に行い、相談や虐待通報への対応やケアマネジャーへの支援など、地域包括支援センターが取り組む包括的支援事業の質の向上を図っています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域包括支援センター職員研修の実施回数(回)	3	1	9

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (2) 関係機関との連携強化

事業を進める中で、各団体や関係機関の関係者と個別に連携を図り、顔のみえる関係づくりをしてきました。今後も地域ケア会議をはじめとする、さまざまな機会を通じた関係機関との連携強化が求められています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域での会議に参加(回)	5	5	10

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## 5. 認知症高齢者対策の推進

### (1) 認知症についての啓発の推進

老人クラブのすこやか教室などの健康教室を通じて「認知症予防教室」を行い、高齢者への認知症に関する知識の啓発に取り組んでいます。

また、小学生や大学生をはじめ、市民や市職員・教職員を対象として、幅広い世代に対して認知症高齢者に対する理解を深めてもらうために認知症サポーター養成講座を開催しました。

そのような中で、認知症キャラバン・メイトの養成までは取り組むことができておらず、今後、さらにサポーターの養成を推進するためにも、養成講座で講師役となるキャラバン・メイトの育成が課題となっています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症サポーター養成講座開催回数(回)	16	21	22
認知症サポーター養成数(人)	495	593	550
キャラバン・メイト養成数(人)	0	0	35

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (2) 予防対策の推進

本市では、平成 24 年度に介護予防体操（「朝の光を浴びて」「京田辺とんちリズム体操」）を作成し、自ら日常生活の中で介護予防に取り組んでもらえるよう、介護事業所や老人クラブ、出前講座での普及啓発に努めました。

普及のための講座の実施回数は増加傾向にあり、市民の間での認知度も上がってきているものと思われます。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防体操普及講座の実施回数(回)	3	11	24

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (3) 早期発見と相談支援体制の充実

地域包括支援センターの職員を中心に、75歳以上の高齢者世帯の生活状況などを把握するために、平成24～25年度にかけて訪問調査を行いました。また、そのデータをもとに、必要に応じて介護予防事業や介護保険サービスの利用につなげたり、民生委員へ見守りを依頼するなど、高齢者一人ひとりの状況に応じた援助を行いました。

#### ■実績値

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実態把握訪問回数(回)	652	734	200

※平成26年度については、見込み値で算出

### (4) 認知症高齢者とその家族を支える支援体制の推進

認知症高齢者を支える体制として、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の地域密着型サービスの充実を図ってきました。

平成25年度からは家族交流会を開催し、また平成26年度には認知症カフェを実施するなど、認知症高齢者やその家族が、交流できるきっかけづくりに取り組んでいます。

#### ■実績値

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家族交流会開催回数(回)	0	2	2
徘徊高齢者家族支援サービス利用者数(人)	7	10	10
認知症カフェの実施回数(回)	—	—	8

※平成26年度については、見込み値で算出

## 6. 高齢者の尊厳への配慮

### (1) 高齢者虐待の防止に向けた取り組みの推進

高齢者虐待に関する相談対応件数は増加しており、困難ケースについては京都府権利擁護支援センターとも連携しながら、高齢者・養護者への支援を行っています。また、高齢者虐待防止啓発のリーフレットを作成して関係者に配布するとともに、学習会を開催して啓発促進を行っています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者虐待に関する相談対応件数[再掲](件)	11	17	20
うち虐待の事実あり(件)	3	5	8
うち虐待の事実なし(件)	8	12	12

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (2) 高齢者の権利擁護の取り組みの推進

高齢者の権利擁護に関する相談への対応や、制度の周知のための講座などを行っています。相談事業では、相談内容に応じて、社会福祉協議会・専門職団体との連携を図り、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用支援を行っています。また、成年後見制度利用支援事業を実施しています。

成年後見制度の相談者数は増加しており、前回計画から取り組んできた制度利用促進のための周知啓発活動などが、一定の効果を挙げていると思われま。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度相談者 実人数(人)	87	106	170

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## 7. 高齢者の社会参加と生きがいづくり

### (1) シルバー人材センター

60歳以上の働く意欲のある方に会員として登録してもらい、就業してもらうことで、社会参加を促し、介護予防・生きがいづくりに取り組んでいます。

受注件数は増加していますが、会員の高齢化による退会者数が増加しており、会員登録者数が減少傾向です。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
シルバー人材センター登録者数(人)	557	546	565

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (2) 老人クラブ活動

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、64 の単位クラブが組織されています。また、これらのクラブが属する市老人クラブ連合会では、単位クラブの活動支援や体力測定、健康づくり事業、一人暮らし高齢者宅訪問（友愛訪問）事業などの取り組みが進められています。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人クラブ会員数(人)	4,092	4,050	3,950

※平成 26 年度については、見込み値で算出

### (3) 生涯学習の充実

市民の文化活動や体育・スポーツ活動等を支援するため、専門的な知識・技能や経験を持っている人に生涯学習人材バンクへ登録してもらい、地域のさまざまな生涯学習の場で、指導者として活動してもらえるよう取り組んでいます。

登録者は少しずつ増加している状況です。

#### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生涯学習人材バンク登録者数(人)	109	114	118

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (4) ボランティア活動の推進

高齢者の社会参加や生きがいづくりの支援と介護予防のため「高齢者いきいきポイント制度（高齢者ボランティアポイント制度）」の導入を図りました。登録者と受け入れ事業所とのマッチングなど活動促進への支援を行っています。また、ボランティア登録者の増加を図るための広報や講座の定期開催、登録事業者の増加に向けた働きかけを行いました。

今後は、登録事業者の範囲を拡大するなど、活動先や内容の充実を図っていくことが重要となってきています。

### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者いきいきポイント事業の登録者数(人)	-	35	59
高齢者いきいきポイント事業の受け入れ事業所数(か所)	-	22	24

※平成 26 年度については、見込み値で算出

## (5) 暮らしのサポートコーディネーターによる生活支援

本市では、暮らしのサポートコーディネーターを1名設置しており、生活支援サービスの掘りおこしや、情報の集約と提供を行っています。

### ■実績値

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
「暮らしのサポートコーディネーター」配置数(人)	1	1	1

※平成 26 年度については、見込み値で算出



## 第4章 計画の推進

### 1. 施策体系決定のための基本的な視点

京田辺市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、京田辺市の高齢者施策を推進するうえで基本となる考え方と視点を挙げ、これをもとに施策体系を設定していきます。

#### ～基本となる考え方～

本市では前回計画において、高齢者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域とともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりをめざして、各種取り組みを進めてきました。特に、健康づくりを中心とした要支援・要介護状態になることを予防する取り組みや、「地域包括ケアシステム」の考え方を踏まえた、各種事業所が連携してサービスを提供できる体制づくり、高齢者の社会参加の促進、認知症高齢者や高齢者の権利擁護についての啓発や支援などに取り組んできました。

これらの取り組みを継続しつつ、高齢者人口や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者数の増加などに対応できる地域包括ケアシステムの構築、高齢者の健康維持、生きがいづくり、社会参加の推進などがさらに必要とされています。

特に本市としては、今までの取り組みを踏まえつつ、自分で自分の健康づくりに励むことができる高齢者の増加や、高齢者いきいきポイント事業やシルバー人材センターの事業拡大などによって、地域の中で、さまざまな活動を率先して行い、地域支援活動の担い手となる高齢者を増やすことが重要となっています。

#### 視点1 高齢期における介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、要介護状態になることをできるだけ予防することが重要です。

そのためには、市民が高齢期以前も含めた元気なうちから、自ら健康づくりに取り組めるように、健康教室や介護予防教室を実施するとともに、地域やグループで自主的に取り組まれる活動に講師を派遣するなどの支援を行います。また、要介護状態になっても、「本人ができることは、できる限り本人が行う。できる限り在宅で、自立した日常生活を、継続することができるよう支援する。」という介護保険制度の基本理念も踏まえ、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりを推進します。

## 視点2 地域包括支援センターを中心とした連携

「高齢者になるべく住み慣れた地域で暮らす」という理念の実現のためには、介護・医療・福祉・保健など高齢者に関わる機関・関係者が連携をとり支援をする「地域包括ケアシステム」を構築し、推進することが重要となってきます。そのためには、前回計画で3か所目を設置し機能を強化した「地域包括支援センター」が中核的機関となり、各機関との連絡調整の役割を担っていくことが求められています。

このため、地域包括支援センターの機能を充実する一方で、より身近な相談窓口として場所や事業内容の周知啓発をさらに推進します。

## 視点3 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能を活かした社会参加の機会が増えるよう、ボランティア活動やシルバー人材センター、老人クラブなどへの支援を行っています。

前回計画での取り組みをさらに充実することで、活動の場や機会を増やすとともに、趣味、学習、生涯スポーツなどの自主的な活動やネットワークづくりへの支援を行っていきます。また、高齢者の居場所づくりや交流事業などの取り組みを行う中で、地域社会の重要な一員として役割を担うことなどができるよう、環境整備に努めます。

## 視点4 認知症高齢者への支援策の推進

「認知症 1,000 万人時代」を目前に控えているといわれる中、認知症対策はますます重要になっています。市としては前回計画の中で、認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域の中で支えていただけるよう、市民への啓発を重点的に進めてきたところです。

今後は、この取り組みを中心に置きながら、早期に発見、対応できる体制や、認知症高齢者や家族を支える仕組みづくりにも取り組みます。

## 視点5 高齢者の権利擁護の取り組みの推進

地域包括支援センターに寄せられる高齢者虐待の通報は年々増加し、虐待として対応が必要なケースも少しずつ増加しています。これは、虐待が増えたのではなく、前回計画で重点的に取り組んで来た市民への啓発事業により、虐待ではないかと気づく見方が市民に広がってきたためであると考えられます。今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加、老老介護といわれる高齢者による介護の増加に伴って、高齢者の権利が侵害される危険性が増加してくると考えられます。また、身寄りがないなど将来への不安を持つ高齢者も多いことから、「どのように生きたいか」を最大限に尊重しながら、利用者自らがサービスを選択できるよう支援することが重要となります。

このため、今後も引き続き高齢者虐待防止の取り組みを進めるとともに、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者への支援を行います。あわせて、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度など各種制度の利用促進を図り、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

## 視点6 安全・安心を感じられ、いつまでも住み続けられる暮らしやすい環境づくり、地域づくり

前回計画の中で、介護保険を利用する必要はないが生活の不便さを感じている高齢者を対象に、生活支援の情報を収集し提供する「暮らしのサポートコーディネーター」を設置し、支援をしてきました。

介護予防事業の充実が求められる中、高齢者のニーズを把握するとともに、地域で実施されている取り組みやサービスのさらなる把握や情報提供が重要となることから、さらに充実させ支援していきます。

また、人とのつながりの希薄さにより、災害時の不安は一層強くなっていることから、地域の中での見守りの仕組みの構築など、安全・安心を感じられる地域づくりにつなげていきます。

さらに、自宅での暮らしの継続を希望している高齢者が暮らしやすさを感じることができるよう、住宅とその周辺の環境の整備を進めるとともに、交通手段や買い物などの日常生活の利便性を確保できる仕組みづくりを検討していきます。

地域の中では、支え合いの意識が希薄化しつつあり、「地域の介護力」が低下しているため、子どものころから高齢者とふれあう機会を増やすことや、地域の中での関係づくりなど、高齢者を支援する意識の醸成を図っていきます。

## 2. 基本理念

本市では、高齢者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、社会全体で高齢者を支える体制づくりをめざしてきました。

前項で挙げた基本的な視点の実現に向け、従来の基本理念である「普遍性（ノーマライゼーション）」「統合性」「協働性」を引き継ぐとともに、本計画では、地域のつながりなどによって、お互いに支え合い、助け合っていくことで安心して暮らすことができ、**幸せに年齢を重ねていくことができるまちをつくっていく**、という視点を大切に、めざすべき姿を設定し取り組んでいきます。

### 【めざすべき姿】

みんなで支え合い、豊かに年を重ね  
安心して暮らせるまち  
～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～

## 普遍性（ノーマライゼーション）

高齢者が、能力に応じて住み慣れた家庭や地域で自立した生活ができるように、サービスを提供するとともに、市内の公共施設や道路などの整備に当たっては、バリアフリーの考え方を基礎に、高齢者にとって住みやすい環境づくりを進めます。

## 統合性

高齢者のさまざまな状態に適したサービスを提供するため、公的サービスや民間サービス、市民の活動による地域社会の中での支援などを組み合わせ、提供する環境づくりを進めます。

## 協働性

高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、働き、あるいは地域社会に貢献できる環境をつくるとともに、ボランティアグループ、NPOなど市民相互の連帯による高齢者の社会参加を進めます。

### 3. 施策の体系

めざすべき姿

みんなで支え合い、豊かに年を重ね  
安心して暮らせるまち  
～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～

#### 第1章 保健福祉サービス

1. 健康づくり・介護予防の促進
(1) 健康づくりの推進と健康寿命の増進 (2) 生きがいづくりと社会参加 (3) 介護予防サービスの推進
2. 地域包括ケアシステムの構築と推進
(1) 地域包括支援センターの充実 (2) 地域ケア会議の運営 (3) 多職種（介護・医療など）の連携 (4) 地域で高齢者を見守る仕組みづくり
3. 認知症高齢者に対する支援
(1) 認知症予防と啓発の推進 (2) 早期発見・早期対応への取り組み (3) 認知症高齢者の家族を支える仕組みづくり
4. 高齢者の尊厳への配慮
(1) 高齢者虐待の防止 (2) 高齢者の権利擁護のための取り組み
5. 高齢者の生活支援
(1) 社会参加のための場づくりとネットワーク化 (2) 暮らしのサポートコーディネーターの活用 (3) 防災・防犯対策の推進 (4) 暮らしやすい環境づくり (5) 在宅サービスの推進

#### 第2章 介護保険サービスの見込み

1. 高齢者の状況（推計）
2. 日常生活圏域の状況
3. 居宅サービスの見込み
4. 地域密着型サービスの見込み
5. 施設サービスの見込み
6. 特別給付
7. 介護給付費・予防給付費などの見込み
8. 介護保険料の仕組みと考え方
9. 介護保険財政適正化に向けた取り組みについて

## 4. 地域支援事業の枠組みの変更

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものです。本計画より、地域支援事業は枠組みが大きく見直されており、サービス・事業主体の多様化や、地域包括支援センターの役割の強化が求められています。

本市においては、これまで行ってきた事業を基本としながら、新たに必要となる取り組みを含め、高齢者のニーズや地域の実情に応じた地域支援事業の実施を行います。

【前回計画の枠組み】				
区分	事業名	事業内容		
地域支援事業	必須事業	介護予防事業	ア. 二次予防事業 ・二次予防事業の対象者把握事業(基本チェックリストにより要支援・要介護状態になるおそれの高い人などをスクリーニングする) ・通所・訪問型介護予防事業(二次予防事業の対象者に対し、介護予防プログラムの提供を行う)	前回計画の二次予防事業対象者が該当
			イ. 一次予防事業(全高齢者を対象にした、介護予防に関する知識普及啓発、活動支援)	前回計画の一次予防事業対象者が該当
	※包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	高齢者が要介護状態になることを予防する	前回計画の包括的支援事業に該当
		総合相談支援事業	高齢者に関する相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぐ	
		権利擁護事業	虐待の防止、成年後見制度の利用促進等	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等		
任意事業	その他	介護給付費適正化事業、家族介護支援事業	前回計画の任意事業に該当	

※印については、地域包括支援センターにおいて実施

前回計画の  
二次予防事業  
対象者が該当

前回計画の  
一次予防事業  
対象者が該当

前回計画の  
包括的支援  
事業に該当

前回計画の  
任意事業に  
該当

【今回計画の枠組み】	
区分	事業
介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	把握した高齢者に対する事業 ①訪問型サービス （平成29年4月までに） ②通所型サービス （予防給付から移行） ③生活支援サービス ④介護予防支援事業(ケアマネジメント)
一般介護予防事業	介護予防の推進を目的とした、すべての高齢者が対象となる介護予防教室など
包括的支援事業	
地域包括支援センターの運営	<input type="checkbox"/> 総合相談支援業務 <input type="checkbox"/> 権利擁護業務 <input type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント
在宅医療・介護の連携推進	<input type="checkbox"/> 在宅医療・介護連携のための多職種連携
認知症施策の推進	<input type="checkbox"/> 認知症サポーター養成講座 <input type="checkbox"/> 認知症ケアパスの運用
地域ケア会議の推進	<input type="checkbox"/> 地域ケア会議の充実
生活支援サービスの体制整備	<input type="checkbox"/> 暮らしのサポートコーディネーター <input type="checkbox"/> 高齢者ボランティアの養成・組織化
任意事業	
	介護給付費適正化事業
	家族介護支援事業
	その他の事業





## 2. 各論





# 第1章 保健福祉サービス

## 1. 健康づくり・介護予防の促進

### (1) 健康づくりの推進と健康寿命の増進

壮年期は働き盛りといわれる時期ですが、社会的環境や人間関係などにより、健康的な生活習慣を維持することが難しい時期でもあります。一方で、壮年期の生活習慣はその後の生活習慣病の発症や進行に深く関わってきます。

生活習慣病の発症や進行につながってしまうような生活習慣の改善に取り組み、健康的な生活習慣を維持していくことが、高齢期における健康寿命の延伸や介護予防効果につながってきます。

このため、各種検（健）診について受診勧奨を積極的に行うとともに、健康に関心を持ち、自らが健康づくりを実践していけるような意識づくりにも取り組んでいきます。

わが国では、平成 25 年度の健康寿命（健康上の問題がなく日常生活を送れる期間）が男性 71.19 歳、女性 74.21 歳となっており、いずれも 10 年以上何らかの介護・介助を必要としていることを表しています。

本市においても、アンケート調査で7割以上の高齢者が健康状態を不安に感じているという結果になっています。高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康な状態を保ちながらより長く暮らしていくことができるよう、京田辺市健康増進計画・食育推進計画に基づくさまざまな取り組みにより、関連機関と連携して市民一人ひとりが主体的に健康づくりをできるように支援します。

#### ①健康診査、がん検診、特定健康診査・特定保健指導

30 歳及び 35 歳の女性に対して、生活習慣病の早期発見や健康の保持・増進を目的とした健康診査を実施します。

また、生活習慣病予防による健康寿命の延伸を目的として、40 歳から74歳までの京田辺市国民健康保険の被保険者に対して特定健康診査を実施し、生活習慣病のリスクのある人に対しては特定保健指導を実施します。

さらに、早期発見、早期治療を目的とした各種がん検診を実施します。平成 26 年度からは、55 歳以上の男性を対象とした前立腺がん検診も開始しています。

いずれも、受診率向上のために、未受診者や精密検査が必要となった方への積極的な受診勧奨を進めていきます。

また、歯周病健診や骨粗しょう症予防検診については、歯の喪失予防や転倒・骨折を防ぐため、市民への意識啓発を図ります。

## ②健康教育

市民が自ら健康づくりに取り組めるように、生活習慣病予防教室や、各地域の住民を対象とした集団健康教室を引き続き行い、効果的な健康情報の提供に努めていきます。

## ③健康相談

市民の心身の健康に関する個別の相談窓口を定期的開設し、医師・保健師・管理栄養士などが必要な指導を行い、健康管理に役立つように助言も行っています。

今後も健康相談を通じて、さらなる健康管理に関する知識の普及に努めるとともに、より良い相談支援方法の検討を進めていきます。

## ④訪問指導

生活習慣病の予防や精神疾患など、療養上の保健指導が必要と認められる人やその家族、健診の結果、特定保健指導が必要と認められる人に対し、保健師や看護師、成人保健専門員、管理栄養士が訪問して保健指導を行い、必要に応じて医療・福祉などのサービスの調整や関係諸制度の活用方法に関する指導を図り、健康の保持増進を図ります。

また、高齢者への訪問については、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

## ⑤健幸（けんこう）パスポートの周知・普及

平成 25 年度から、本市では健幸パスポートの運用を開始しました。各種検（健）診や健康づくり事業を広く情報提供することで、各種検（健）診、健康教室、健康づくりイベントなどへの受診（参加）率向上につなげていきます。

まずは、この事業の周知を図り、健康づくり対策として住民が主体的に各種検（健）診や健康づくり事業を知り、参加することで、自分自身の健康についての意識を高めることをめざします。

## ⑥生涯スポーツの充実

スポーツ・レクリエーションによって体力の増進、ストレスの解消を図ったり、人とのつながりを増やすことができるように、現在市内で行われている高齢者向けのスポーツ（グラウンドゴルフ、タナベースポール、ゲートボール、ペタンク、カローリングなど）が引き続き取り組まれるよう、活動団体や市老人クラブ連合会での取り組みへの支援を行っていきます。

特に、アンケート調査などにおいて、市内の高齢者の間で運動やウォーキングへの関心の高まりがみられることから、一休さんウォークなど、参加が自由なウォーキング教室・大会の周知を行い、参加者の増加を図っていきます。

また、NPO 法人京田辺市社会体育協会などのスポーツ団体とも継続して連携しながら、各種のスポーツ教室や大会を開催することで、市内全体の生涯スポーツへの参加意識の醸成を図っていきます。

## (2) 生きがいつくりと社会参加

健康増進や介護予防、生涯学習、就労など、自宅の外で行われるさまざまな活動に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組むことは、日々の生きがいにつながります。

アンケート調査では、声かけ（見守り）や話し相手など地域の中での人とのつながりや、サークルや趣味の活動などへの参加意向が高くなっており、要支援・要介護認定者では、介護予防の知識などの習得や生きがいや教養を高めるための講座への参加などの意向が高くなっています。こうした市民の意向に応えられるような取り組みの提供が大切となります。

### ①高齢者の社会参加の促進

地域の中で、「老化を防ぎたい」「友人・仲間をつくりたい」「誰かに必要とされたい」といった目的を持って社会参加、生きがいつくりに励む高齢者の増加をめざしていきます。そのため、健康づくり・介護予防、就労、ボランティア活動、生涯学習など、高齢者の多様なニーズにあわせたさまざまな活動・取り組みの場を展開し、高齢者が自分の力を地域の中でいかに発揮できる環境づくりを図っていきます。

また、こうした活動・取り組みの場を活性化させるために、老人クラブ活動との連携や、高齢者いきいきポイント事業への参加呼びかけ、シルバー人材センターの事業拡大支援などに努めていきます。

さらに、地域の中で高齢者をネットワークでつなぎ、生活支援のニーズなどがないか、迅速に把握できるように取り組んでいきます。

### ②生涯学習活動・文化活動の促進

生きがいつくりや自己の教養を高めるための講座への参加は、高齢者自身の知識や意識の向上にとどまらず、新たな人とのつながりづくりや外出の機会の拡大など、心身の維持向上にもつながります。

現在、すでに実施されている学習の機会を活用するとともに、市独自の歴史や伝統文化をはじめとするさまざまな知識や技術、経験がある高齢者や、幅広い分野での人材など、講師としても活躍できる市民の登録を進めることで、高齢者の多様なニーズに対応した学習機会の提供に活用していきます。

また、生涯学習などで培われた学習成果を、地域活動などに活かすことで、高齢者の生きがいや活躍の場づくりに努めます。

### (3) 介護予防サービスの推進

今後も後期高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。また、介護予防サービスを必要とする要支援1、2が要支援・要介護認定者の2割程度を占めており、今後このような人口推移の傾向が続くことで、介護予防サービスへのニーズが高まることも予想されます。

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から平成29年3月までに一次予防事業、二次予防事業の枠組みが見直され、新たな仕組みとしてスタートします。

また、包括的支援事業に地域包括支援センターの充実や認知症対策、生活支援サービスの整備が盛り込まれたり、介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）が地域支援事業に移行となり、NPO、民間企業、ボランティア団体などの多様な主体がサービスを提供できるようになってきます。

そのため、平成26年度に示されたガイドラインに基づき、前回計画の一次予防事業、二次予防事業、各種生活支援サービスを総合的に見直し、どのような主体がどのようなサービスを提供していくのか、自立支援につながる各種取り組みの検討を進めます。

#### ①一般介護予防事業

##### 1) 介護予防普及啓発事業

本市のすべての高齢者を対象に、介護予防に関する正しい知識の啓発を目的とし、すこやか教室、運動、栄養、口腔機能の向上や認知症予防などの総合的な介護予防教室や調理実習、サロン、介護予防体操などを中心に介護予防に取り組める場の提供を行います。

##### 2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防教室の修了者が、地域において自主活動サークルを立ち上げ、継続していくための支援を行います。

また、地域で中心となって介護予防に関わるボランティアなどの人材育成を行い、閉じこもりや寝たきりの予防をめざして、自ら率先して介護予防に取り組む市民や、介護予防活動を地域内で行う団体などを広く支援します。

##### 3) 介護予防・生活支援サービス事業対象者の把握

基本チェックリスト（おたっしゃチェックリスト）を65歳以上の高齢者に送付し、介護予防事業や生活支援サービスの対象者を把握するとともに、基本チェックリストの未返送者に対する訪問など、勧奨を強化することで、要介護状態になる可能性の高い高齢者の早期発見に努め、結果に応じて保健師などの訪問により再度チェックを行います。

また、高齢者世帯の訪問による生活状況把握事業についても充実させ、必要なサービスの提供などにつなげます。

## ②介護予防・生活支援サービス事業

### 1) 訪問型サービス

閉じこもりや意欲の低下などのおそれがあり、通所が困難な高齢者に対し、自宅で日常生活上の支援を提供するなど、生活習慣の改善によって生活機能の維持・向上を図り、要介護状態になることを防ぐよう既存訪問介護事業所を中心としてサービス提供体制の確保に努めます。

### 2) 通所型サービス

要介護状態になるおそれがある高齢者を中心に、運動器・口腔に関する機能の向上や、栄養の改善、認知機能低下の予防など、介護予防の知識を身につけ、実践してもらえるように、市で実施している介護予防の教室や既存の通所介護事業所を中心に、さまざまなプログラムを提供し、生活機能の維持・向上に努めます。

また、対象者がサービスを受けた後も、情報提供などを通じて継続して自主的に介護予防に取り組めるよう図っていきます。

さらに、地域の中のより身近な単位を受け皿としてサービスを実施するために、シルバー人材センターや自治会などとの連携を図ります。

### 3) 生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食サービスや、見守り活動などの多様なサービスを提供し、生活支援ニーズに対応します。

本市では、シルバー人材センターでごみ出しや電球の交換など、ちょっとした日常生活の支援を「ワンコインサービス事業」として実施しており、今後は、こうした事業や商店による配達サービスなどを上手く活用していく必要があります。地域の中で受けられる生活支援サービスの掘りおこしや、新たな支援の担い手づくりを進めていきます。

## ③任意事業

### 1) 家族介護支援事業

同居・別居を問わず、主に介護をしている家族などの精神的・身体的な負担の軽減を図るため、各種介護サービスの利用をはじめ、幅広く保健・医療・福祉サービスなどを活用できるように、介護環境を整えていきます。

また、サービスの提供だけでなく、家族介護者交流会、レクリエーション、介護者教室、情報誌の発行など介護者の精神的・身体的負担の軽減のための事業を行っていきます。

## 2) 介護相談員派遣事業

介護相談員を介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに派遣し、入所者との面談により、疑問や不安・不満の解消を図るとともに、ニーズなどをきめ細かく把握し、施設にフィードバックすることで、施設サービスの向上を図ります。

また、介護相談員が入所者の状況について、第三者の立場から把握することで、入所高齢者の権利擁護の役割も果たしていきます。



### 重点的に推進する事項

#### **健幸パスポートの普及を行います。**

市民が、自分自身の健康に関心を持ち、意識を高めるきっかけとして、各種検（健）診の受診、健康づくり事業やイベントへの参加、自分自身でたてた目標の取り組みによりポイントを集められる「健幸パスポート」の普及を進めます。

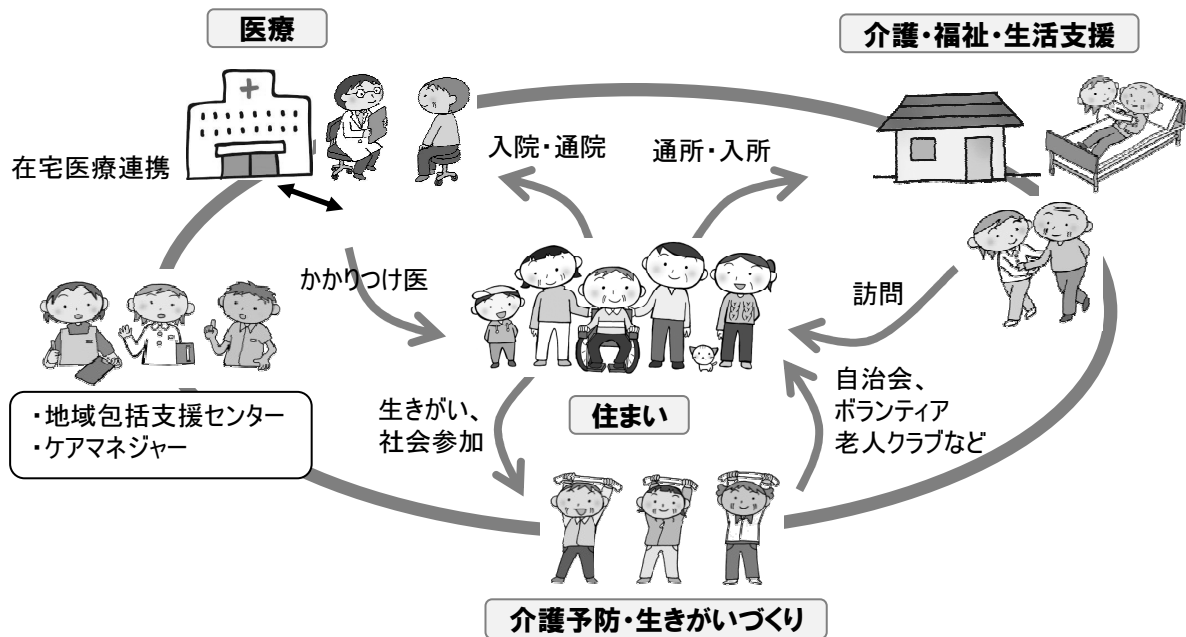


## 2. 地域包括ケアシステムの構築と推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められています。

「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、地域の助け合い、支え合いを含めた支援体制の中で、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護などのサービスを使うことができる体制づくりをめざします。

### ■地域包括ケアシステムの姿



### (1) 地域包括支援センターの充実

本市では平成26年度現在、市内に3か所の地域包括支援センターを市の直営で設置しており、高齢者の健康や福祉に関する相談の受付や、高齢者の生きがいづくり、地域での介護・医療・福祉の連携の核となるなど、地域支援の拠点、相談窓口としての役割を担っています。

しかし、アンケート調査をみると、その存在を知らない人が過半数となっており、利用したことがある人でも、その半数以上が介護保険サービスの利用時に相談した、という回答になっています。

一方で、昨今では認知症や介護疲れ、虐待などの多様かつ複雑な事情を抱え、支援が困難なケースが顕在化しており、加えて新たな地域支援事業の実施など、地域包括支援センターに求められる役割はますます重要となっています。

## ①包括的支援事業の実施

### 1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護などの状態に至らず生活が送れるように、介護予防を行う目標を事業の対象者やその家族と共有するとともに、対象者の意欲を引き出し、介護予防事業などへの参加を通じて、生活の質の向上を図れるように努めます。

また、生活支援サービスなどの介護保険以外のサービス利用も含め、自宅での生活が維持できるよう支援を行うとともに、新たなサービスの充実に反映できるよう、きめ細かいニーズの把握に努めます。

### 2) 総合相談支援事業

地域包括支援センターでは、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士など、専門職員が連携をとって対応するとともに、どの職員が相談を受けても迅速な対応を行うことができるように、情報共有や相談援助技術の向上と平準化を図っていきます。

さらに、市内に5か所ある地域窓口相談事業所（ランチ）との連携を密にし、総合相談窓口としての機能の充実に努めます。

また、一層広報などを行うことで、市民により身近な相談窓口として利用してもらえるように努めます。

### 3) 権利擁護事業

関係機関や団体と連携して高齢者の権利擁護の取り組みを進めるとともに、市民に対する啓発に取り組み、高齢者虐待の防止や、成年後見制度の利用促進につなげていきます。

### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

処遇困難な事例に対し、担当ケアマネジャーへの助言などの後方支援に努めるとともに、ケアマネジャーのさらなる資質向上を図るため、研修機会の提供やサポートに取り組めます。

さらに、ケアマネジャー同士のネットワークの構築を支援します。

## ②京田辺市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営に当たっては、円滑かつ適正な運営、公正・中立性の確保を図るため、利用者や被保険者、事業者、関係団体などから構成される「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの運営状況を定期的に評価するとともに、サービスの向上のための意見や提案を受けています。

本市の地域特性に合ったセンターの役割や機能強化、市民への周知などについて、関係者から広く意見の聴取や意見交換ができる場である運営協議会を十分に活用し、運営をさらに充実させていきます。

### ③啓発活動の推進

地域包括支援センターを知らない人が多いというアンケート結果を受けて、地域包括支援センターを多くの市民に知ってもらえるよう、場所や支援内容など、基本的な情報をあらゆる機会を捉えてPRしていきます。

## (2) 地域ケア会議の運営

地域の中で支援が必要となった高齢者を、ケアマネジャーやサービス事業所、民生委員、社会福祉協議会、家族や地域住民など、多方面の関係者が連携して支援できるように、地域包括支援センターが中心となって地域ケア会議の開催に向けて動いてきました。

特に、民生委員との連携は、日々の見守り活動の中で、支援が必要となる高齢者の状況を把握されていることが多く、前回計画期間中に地域包括支援センターとの間で意見交換の場を積み重ねてきました。

本計画でも、地域ケア会議の開催を積み重ねていく中で、各地域で高齢者の支援を担う組織・団体・関係者の連携を強化するとともに、各地域で抱える課題を整理していきます。

## (3) 多職種（介護・医療など）の連携

アンケート調査では、在宅での生活を望む高齢者が多くなっている一方で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加により、家族の介護に不安を覚える人も多くなっており、地域の中でしっかりと介護・医療が連携していくことが求められています。

### ①在宅介護・医療の現状（ニーズ）把握のための情報交換、調査分析

基本チェックリスト（おたっしゃチェックリスト）や、訪問調査を行う中で、介護や福祉サービス、医療的支援が必要となる高齢者を把握するとともに、実状に沿った医療や福祉サービスを提供するため、市内の状況の分析を行います。

### ②多職種が協働することによる介護・医療提供体制の構築

介護職においては、介護事業所連絡協議会と連携し、ヘルパーやケアマネジャーなど専門的な部会の充実を図るとともに、これらの部会を核として各サービス事業所間の連携を図っていきます。

医師会や医療機関においては、カンファレンスを開催するなど個々のケースを通じて、ケアマネジャーやヘルパーなど介護事業者との連携を図れるよう進めていきます。

これらの連携を進める中で、地域包括支援センターが中心となり、介護・医療提供体制の構築を進めていきます。

## (4) 地域で高齢者を見守る仕組みづくり

核家族化の進展とともにプライバシーを重視するライフスタイルが定着し、また高齢者単身世帯などの増加により、絆の薄れや地域力の低下が課題となってきています。アンケート調査においても、ボランティアや知人、近所の支援を受けている人は1割に満たず、また要支援・要介護者では4割以上が友人や知人に会う機会がないと答えるなど、隣近所での交流もなくなってきていることがうかがえます。こうした状況の中、地域で高齢者を見守る仕組みづくりが求められています。

高齢者の見守りや声かけについては、民生委員が主体となって行われ、地域によってはボランティアや老人クラブなど地域の団体も参加しています。また、現在5社の民間企業と協定を結び、営業の中で高齢者の異変を発見した際に、市役所に情報が伝えられ、迅速に対応できるように見守りの強化を図っています。地域包括支援センターでは、高齢者の見守りに関して民生委員との意見交換の場を多く持ちながら、連携を深めてきました。

こうしたさまざまな見守りのネットワークの連携により、困っている高齢者を発見しやすい仕組みづくりを、さらに進めていきます。

また、地域のつながりの希薄化は、地域の中で困っている高齢者やその家族を支援する地域力の低下につながることから、普段からの挨拶や、ちょっとした声かけなど、地域の中で顔がみえる関係づくりを進めるため、地域の老人クラブ活動などへの参加促進や高齢者がさまざまな年齢層と交流するような機会を提供していきます。

さらに、こうした地域のネットワークに、元気な高齢者が積極的に参加できるよう、意識の啓発を図ります。



### 重点的に推進する事項

#### **地域包括支援センターあんあんを中心とした連携を推進します。**

地域包括支援センターが中心となり、地域の中で高齢者の支援に関わる関係者が、個別のケース対応を協議する地域ケア会議の開催を推進します。

地域包括ケアシステムの確立に向け、医療・介護・福祉などの関係機関の連携を進めます。

### 3. 認知症高齢者に対する支援

#### (1) 認知症予防と啓発の推進

「認知症」という言葉は2004年ごろから普及しはじめ、アンケート調査をみても、認知症という言葉の認知度は高くなっています。また、将来自分が認知症になる不安を抱えている高齢者が過半数となるなど、身近な問題として捉えられていることがわかります。

一方で、認知症の症状の進行具合や、発症する原因までは詳しく知られておらず、認知症の方を地域で早期発見・早期対応することはまだまだ難しいのが現状です。

また、認知症の発症には生活習慣が関わる部分が大いとの研究結果があり、運動不足や閉じこもりなどが認知症の原因になりやすいといわれています。

認知症予防に向けた支援を行うとともに、高齢者やその家族が正しい知識を身につけるために、多様な機会を用いて情報発信を図っていくことや、認知症のケアに関わる事柄を市民が認知できる場を設定することで、地域の中での対応力を高め、早期発見・早期対応、認知症家族の負担軽減へとつなげていくことが大切です。

##### ①認知症予防に向けた支援

介護予防体操やピンピン教室、元気道場といった事業を展開し、身近なところで取り組める介護予防・認知症予防の普及を図っていきます。

また、老人クラブへの出前講座（すこやか教室）においても、認知症予防をテーマとして挙げ、認知症について正しい知識の啓発を進めていきます。

##### ②生きがいづくりや社会参加による認知症予防

閉じこもりや意欲の低下なども認知症発症の原因になると考えられており、生きがいづくりや社会参加の促進は、認知症予防として大切な取り組みであると考えます。このため、地域の高齢者の集まり（老人クラブ、サロン、各種サークル）への支援、ウォーキングコースの整備、プール・体操事業との連携、スポーツジムなど健康事業との連携を進めるとともに、高齢者が積極的に参加できる居場所づくりを行います。

### ③認知症サポーター及びキャラバン・メイトの育成

同志社女子大学との包括協定による認知症サポーターの養成や、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催など、若い世代から認知症サポーターとなり、認知症高齢者への理解をしてもらえる取り組みを継続して推進していきます。

また、今後は職域とも連携を図り、民間企業の従業員を対象とした講座の実施や市民を対象とした認知症サポーター養成講座への参加を啓発するとともに、講座をより受けやすくするために、出前講座の充実を図っていきます。

あわせて、認知症サポーター養成講座の講師ができる市内のキャラバン・メイトの把握を進めるとともに、キャラバン・メイトとなるための講習会を開催していきます。

### ④広報・啓発活動

認知症の症状の進行具合や、適切な対応方法、発症の背景などより深い知識について、あらゆる機会を通じて、市民に周知していきます。

## (2) 早期発見・早期対応への取り組み

認知症が疑われる人を早期に発見するためには、地域が中心となった高齢者の見守り体制の構築が必要になります。また、早期に適切な対応を図り、症状の進行を緩やかにするためには、専門的な医療機関との連携と家族・介護事業者、地域の支援が不可欠になります。アンケート調査においても、認知症対策のためには地域の見守り・支援体制づくりが必要であるという意見が多くなっています。

そのため、症状が軽いうちに、かかりつけ医や家族、地域の人々などから、地域包括支援センターなどに情報が寄せられ、専門医療機関などと連携し、早期発見・早期対応が図れるようにしていくことが必要となります。

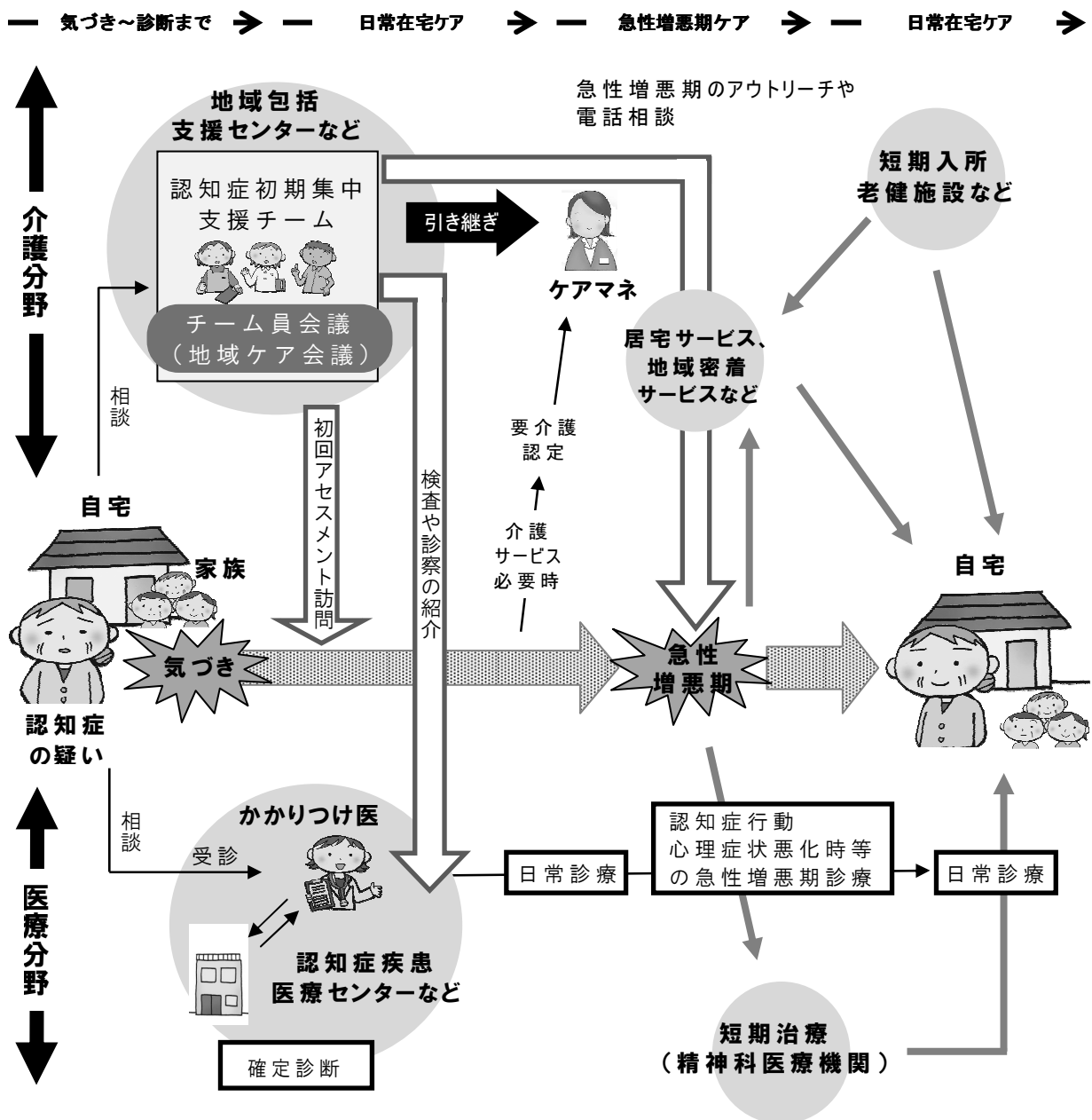
また、銀行・郵便局、スーパー、コンビニ、商店街などで、小銭の計算ができなかったり窓口での手続きが困難な高齢者に対しては、可能な範囲で声かけを行い、早期発見につながられるように、認知症が疑われる高齢者に対する見守り体制の整備を推進する必要があります。

### ①認知症ケアパスの普及・充実

「認知症ケアパス」とは、認知症と疑われる症状が発生した、もしくはすでに認知症と診断をされている人を支える際に、いつ、どこで、どのように支援を提供すればよいかを、認知症症例の順に示したものであり、状態に応じた適切な医療やサービスの提供の流れをまとめています。

高齢者の状態に応じた対応ができるよう、認知症ケアパスの市民への普及を図ります。

### ■認知症ケアパスのイメージ



## ②認知症支援体制の充実

認知症は、早期発見・早期対応によって進行の遅滞や症状の改善を図れる場合があります。高齢者やその家族、関係機関に対して、認知症についての啓発をするとともに、認知症の疑いがある高齢者が早期に専門機関の支援が受けられることが必要となります。

そのため、認知症の初期の段階で介護、医療関係者が連携し、症状の観察・評価など、初期治療に必要な処置を行うことができるように、仕組みづくりや体制の検討を進めていきます。

## ③認知症が疑われる方の見守りの充実

本市では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて高齢者だけで暮らす世帯に戸別訪問を行い、認知症が疑われる高齢者を把握し、見守りやサービス導入につなげてきました。

今後も、訪問調査を実施する中で高齢者の状況を把握するとともに、その中で認知症が疑われる高齢者については、民生委員などに協力を求めながら見守りの強化などを進めていきます。

# (3) 認知症高齢者の家族を支える仕組みづくり

認知症の方を自宅でケアする家族などは、身体的、精神的な負担が大きいことや悩みを抱えていることが考えられます。

認知症ケアパスの中で、認知症高齢者だけではなくその家族を支えるために、徘徊高齢者を見守る体制や、認知症家族が交流し、悩みを話し合える場の設定が求められています。

## ①家族介護者の交流の場の充実

平成 25 年度から開催している家族交流会を継続的に実施し、認知症の方を居宅でケアする家族同士の交流の機会を充実させ、介護の悩みや負担の軽減を図ります。また、市広報への掲載や地域包括支援センターによる個別の呼びかけなど、さらに周知を行います。

運営についても、介護経験者と介護経験の浅い方との交流を図るなど、介護者同士が支え合えるように運営に工夫を凝らしたり、開催頻度の増加を検討し、介護者が参加しやすい環境づくりに努めます。また、家族の会への支援も行います。

あわせて、認知症の方と家族が集うことができる「オレンジカフェひとやすみ（認知症カフェ）」の実施場所・回数を充実させていきます。



## ②徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊高齢者家族支援サービス事業とは、認知症高齢者に発信機を所持してもらい、GPS機能によって現在位置を把握し、早期発見につなげるシステムの利用にかかる費用を助成するものです。

こうしたサービスを活用しながら、認知症の症状により徘徊のある高齢者を、地域の中で早期に発見するためのシステムづくりを進めていきます。



### 重点的に推進する事項

#### **認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成をさらに進めていきます。**

認知症について正しく理解し、日常生活の中で認知症高齢者やその家族を支援してもらえるよう、認知症サポーター養成講座の会場や方法を工夫し、若い世代を含む幅広い市民に認知症サポーター養成講座を受講してもらえるよう進めます。



### 重点的に推進する事項

#### **オレンジカフェひとやすみ(認知症カフェ)を充実させていきます。**

認知症高齢者と、その家族が気軽に参加でき、交流できる場としてオレンジカフェひとやすみの実施を充実させます。

また、訪問事業等で把握した対象者がひきこもることのないよう、外出の機会づくりとして、働きかけを行います。

## 4. 高齢者の尊厳への配慮

### (1) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止には、地域包括支援センターを主軸に、医療や介護などの専門職や民生委員をはじめとする地域で活動する人々との連携による対応が求められています。アンケート調査では、高齢者虐待の防止のために、介護者の負担の軽減、地域における声かけや見守り、気軽に相談できる窓口の充実などを求める声が多くなっています。

本市においては、地域包括支援センターが高齢者の虐待防止の中核的機能を担っていますが、他の関係機関との連携を図りながら、早期の段階で発見・防止ができるよう、市民が通報しやすい体制や啓発を進めていくことが重要です。

#### ①虐待防止の啓発と相談先の周知

現在、高齢者虐待防止を促進するため、虐待防止リーフレットを関係者に配布し、学習会の開催をしています。今後は、チラシなどを用いて市民に向けた啓発に取り組むとともに、講演会などを開催し、高齢者虐待を通報・相談する窓口の周知を図っていきます。

また、介護事業所に勤める職員が虐待を早期に発見できる視点を養ってもらえるように、啓発を行っていきます。

#### ②家族介護者への支援

高齢者虐待は、介護者が一生懸命に取り組むあまり、心身ともに疲れきり、追いつめられることで発生することもあることから、高齢者を介護している家族の負担軽減を図るため、介護者交流会への参加を促すなどの取り組みを進めます。

#### ③虐待通報への対応

虐待通報への対応については、高齢者虐待対応マニュアルに従って進めていくとともに、職員の対応能力の向上に努めていきます。また、虐待、もしくはその疑いがあるといった通報が地域包括支援センターなどに寄せられた際に、どのようなかたちで対応していくことが最良であるかをケースごとに整理していきます。

さらに、虐待の有無の判断が難しい場合には、地域包括支援センターの職員だけでなく、ケアマネジャーや介護サービス事業所などの協力を得ながら、定期的な訪問や介護者への支援により対応します。

## (2) 高齢者の権利擁護のための取り組み

地域包括支援センターにおいて、高齢者などからの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受けるとともに、相談内容によっては京田辺市社会福祉協議会や専門機関との連携を図ります。成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、市長申し立てを実施するとともに、成年後見制度利用支援事業の活用など、制度を受けられない高齢者がいないように支援します。また、一般市民を対象とした成年後見制度の周知を図る講習会などを開催するとともに、こうした場への参加を市民に呼びかけます。

相談者へ向けては、権利擁護に関する各種制度・窓口の周知啓発を徹底するとともに、申し立て手続きの説明会の実施を検討するなど、より取り組みが推進されるように図っていきます。

また、施設入所者については、介護相談員派遣事業により、相談員が入所高齢者の状況を把握し、施設との連携をとる中で入所者の権利擁護を図っていきます。



### 重点的に推進する事項

#### **高齢者虐待の防止・早期発見の啓発を行います。**

高齢者虐待の防止・早期発見につなげられるよう、市民に向けた啓発を行うとともに、通報や相談が気軽にできるよう窓口の周知を図ります。

あわせて、家族などの介護者の負担軽減を図れるよう取り組みを行います。

## 5. 高齢者の生活支援

### (1) 社会参加のための場づくりとネットワーク化

高齢者が生きがいを持って暮らすためには、いつでも気軽に参加できる居場所や仕組みを構築していくことが必要です。アンケート調査では、特に高齢者がスポーツ関係のグループやクラブに参加していることがうかがえます。また、地域行事やボランティア活動の場に参加している、もしくは今後参加したいという意見が多くなっている一方で、人とのつながりが持たず、役に立っていると感じられない人も多くなっています。

地域の中で居場所を見つけ、役割を持ち、必要とされていることや生きがいを実感できることが重要であり、現在地域で行われている活動を含め、さまざまな場で社会参加できる場づくりやネットワークを広げていくことが重要となっています。

#### ①身近な地域での集まりの促進

住民同士の身近な地域での集まりを通じて、相互理解やふれあいによる高齢者の生きがいづくりにつなげていくとともに、地域の老人クラブ活動なども活用した身近な交流、気軽に立ち寄れる場を増やしていくことを推進します。

#### ②高齢者の多様な交流機会の提供

市内の老人福祉センターにおいて、カラオケなどの趣味の活動やゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動、介護予防事業など、社会参加のきっかけとなるさまざまな活動を提供していきます。また、健康づくりや介護予防、認知症予防などの活動に自主的・継続的に参加できるように、自主活動サークルや老人クラブの運営を支援していきます。

#### ③小地域ネットワークづくり

地区の社会福祉協議会と自治会、民生委員などが連携して行っている交流会（「ふれあいサロン」）やイベントを、高齢者が身近な地域の中で社会参加できる場として活用するため、情報を収集するとともに、周知を行います。また、市民が主体となるサロン・サークル・ボランティアなどの活動団体同士が、小地域ネットワーク内で交流や情報交換ができるように支援します。

#### ④地域のリーダー・相談役の掘りおこし

地域の中で、ボランティア活動などを主導できる人材の養成や、地域のことに精通している相談役の発掘などを行い、高齢者が地域の中で役割を持ち、その力を発揮できるような環境づくりを進めます。

また、ボランティア活動だけでなく、ふれあいサロン活動や小地域ネットワークの中でも地域のリーダー・相談役の掘りおこしが進んでいくように関係団体に要請します。

### ⑤高齢者いきいきポイント事業などの推進

本市では平成 25 年度より、ボランティアを必要とする市内介護施設などを募集するとともに、ボランティアを实践したい高齢者の登録を行い、ボランティア活動をサポートする「高齢者いきいきポイント事業（高齢者ボランティアポイント制度）」に取り組んでいます。1 回参加するごとに 1 ポイント取得でき、ポイントに応じた換金制度を導入しており、参加者のモチベーションアップが図りやすい制度となっています。

元気な高齢者が、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献など、目的を持って地域の中でボランティア活動に参加できるように、この高齢者いきいきポイント事業の周知と参加呼びかけに努めます。

さらに、ボランティアの活動範囲を施設から地域での活動にも広げていくなど、制度の拡充に努めていきます。

## （２）暮らしのサポートコーディネーターの活用

本市では、地域包括支援センターと連携して、ちょっとした支援が必要な高齢者を支援できるさまざまなサービスの情報集約を行うため、「暮らしのサポートコーディネーター」を 1 名設置しています。

今後も、サービスの情報集約を継続して行うとともに、集約した情報の提供方法を工夫していきます。また、新たなサービスの掘りおこしや生活支援のニーズ把握などを進め、より効果的な支援につなげられるよう「暮らしのサポートコーディネーター」の充実を図っていきます。

## （３）防災・防犯対策の推進

近年、大型の台風や集中豪雨による土砂災害などの被害が増加していますが、こうした災害の被害に遭いやすい人の中には、一人で避難することが難しい高齢者（避難行動要支援者）が含まれます。

そのため、避難行動要支援者の様子を普段から確認し、要支援者本人や緊急時に避難支援を行う周りの人の情報をまとめておくとともに、いざという時に民生委員や地域の人々が、避難支援にあたることのできるような体制が必要になります。

また、全国的に高齢者を狙った犯罪などもみられることから、地域における防犯のための取り組みの促進や、犯罪防止のための情報提供を進めていく必要があります。

#### ①避難行動要支援者の状況把握

民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携を図り、避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、避難行動要支援台帳登録制度の周知を図り、登録の促進に努めます。

#### ②避難行動要支援者名簿に基づく安否の確認

避難行動要支援者名簿の整備を進め、地域の自主防災組織や民生委員などをはじめとする避難支援など関係者は、避難行動要支援者の避難所への避難誘導、安否確認を行います。

#### ③安否確認が必要な高齢者の見守り

災害時に避難行動要支援者となりやすい、一人暮らしでおおむね65歳以上の高齢者を普段から見守るために、地域包括支援センターが中心となり、民生委員などと連携をとり、地域の中で声かけを行うなど、地域で高齢者を見守る仕組みづくりを促進していきます。

#### ④地域における防犯体制の充実

高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、地域における防犯体制を強化するとともに、犯罪を予防するための適切な知識や情報を周知・啓発するための市民向け講座を開催するなど、未然防止に努めます。

### (4) 暮らしやすい環境づくり

本市では8割近い方が持ち家に暮らしており、住環境の整備も重要となっています。アンケート調査では、家の中や住宅の出入り口、住宅から道路までの間がバリアフリー化されていないという意見が多くなっており、高齢者が外出しやすい環境を整備することが求められています。

また、ハード面の整備だけでなく、市民の福祉に関わる意識の醸成も図りながら、暮らしやすい環境づくりが重要となります。

#### ①居住設備改善費助成サービス

高齢者の自宅の改善によって、転倒、骨折予防などを図り、健康寿命の延伸や介護予防につなげていくために、居住設備改善費助成サービスの周知と提供を引き続き行っていきます。

## ②周辺環境の整備と仕組みづくり

住宅周囲や道路におけるバリアフリー化などの環境整備については、庁内の担当課と連携し、高齢者の外出を妨げることがないように整備を進めます。

また、移動や買い物など、高齢者の日常生活における利便性の確保のため、関係機関との連携による仕組みづくりを推進します。

## ③介護マークの普及

高齢者の家族など、介護に携わっている方が周囲に気兼ねなく介護にあたるように、社会福祉協議会が実施している「介護マーク」の普及に協力します。

## (5) 在宅サービスの推進

アンケート調査では自宅での生活を望む意見や在宅での医療、介護サービスに今後力を入れるべきであるという意見が多くなっています。

高齢者に介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で、生活の質の向上を図って健康的な生活を維持できるように、介護・療養や見守りといった在宅サービスの提供を充実させ、高齢者本人と家族などの介護者を支援していきます。



### 具体的に推進する事項

#### 気軽に立ち寄れる居場所づくりを進めます。

高齢者が身近な地域の中で、気軽に立ち寄り、交流や健康づくりなどができるさまざまなかたちの「居場所」を充実させていきます。



### 具体的に推進する事項

#### 高齢者いきいきポイント事業を充実します。

高齢者いきいきポイント事業の活動範囲の拡充を行います。

また、シルバー人材センターの事業拡大などにより、社会参加の機会を増やすなど、健康づくり・介護予防、就労、ボランティア活動、生涯学習などのさまざまな活動で、高齢者が力を発揮できる環境を整え、生きがいづくりにつなげていきます。

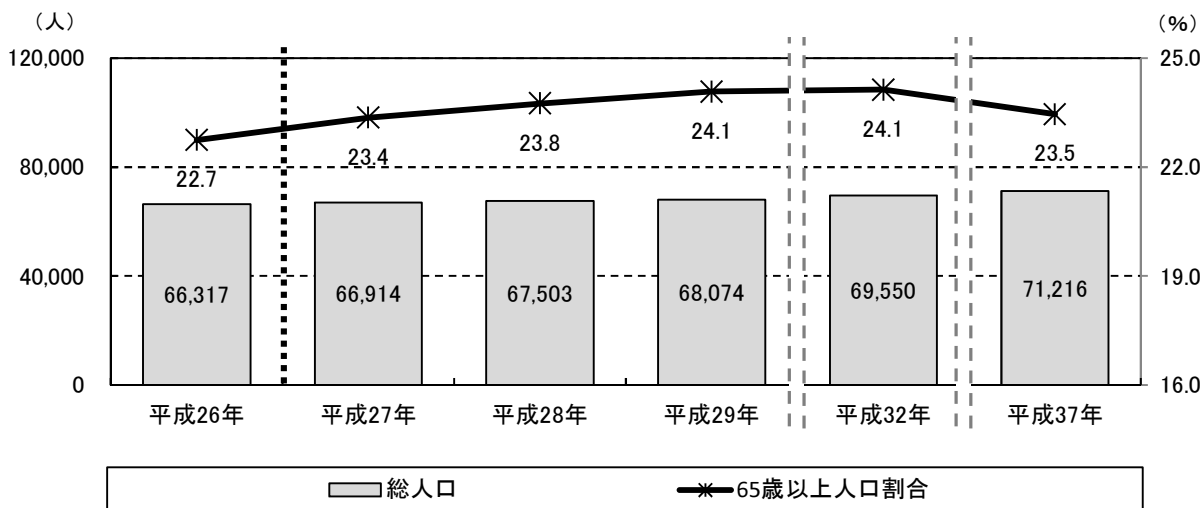
## 第2章 介護保険サービスの見込み

### 1. 高齢者の状況（推計）

#### (1) 総人口の推計

本市の将来人口推計をみると、平成26年から、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年にかけて、総人口は10,412人増加する見込みとなっています。65歳以上人口割合については増加を続け、平成29年、平成32年に24.1%となり、平成37年には24.4%まで増加する見込みです。

■将来人口推計の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
40歳未満(人)	29,795	29,669	29,662	29,662	33,237	33,201
40～64歳(人)	21,439	21,612	21,807	22,023	23,379	24,839
65歳以上(人)	15,083	15,633	16,034	16,389	18,016	18,689
総人口(人)	66,317	66,914	67,503	68,074	74,632	76,729
高齢化率(%)	22.7	23.4	23.8	24.1	24.1	24.4

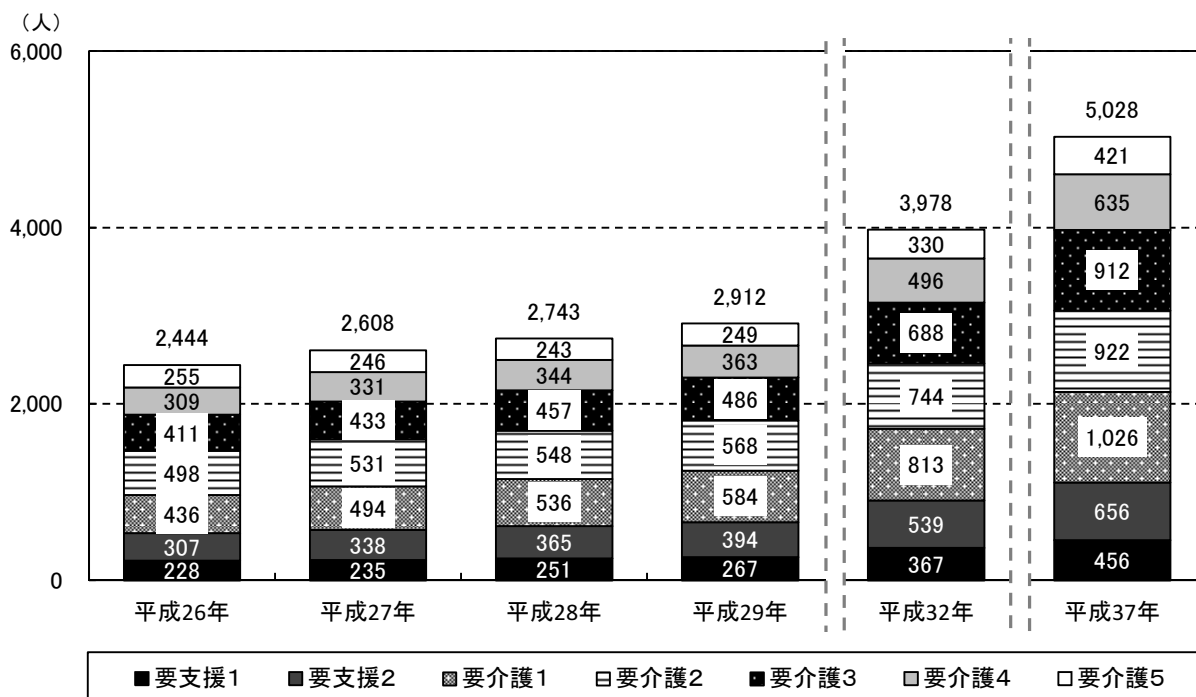
注：平成26年の人口は京田辺市統計情報（6月1日現在）。また、平成27年から平成29年の将来人口推計は、平成22年から平成26年の住民基本台帳をもとにコーホート変化率によって算出し、平成32年、平成37年の将来人口推計は「京田辺市将来推計人口」（平成26年3月）から抜粋している。なお、「京田辺市将来推計人口」は国勢調査人口をもとにしているため、住民基本台帳の人数より多い推計人口となっている。また、将来推計人口は小数点以下四捨五入の関係で、各年齢値と合計値が一致しないことがある。



## (2) 要支援・要介護認定者の推計

本市の要支援・要介護認定者の将来推計をみると、本計画期間の最終年である平成 29 年には合計で 2,912 人と見込んでいます。また、平成 37 年には合計で 5,028 人の見込みとなっており、平成 26 年から平成 37 年の 10 年間で倍以上の増加となっています。

### ■要支援・要介護認定者の将来推計



注：平成 26 年は介護保険事業状況報告（3 月 31 日時点）。平成 27 年から平成 37 年の将来推計は、第 6 期保険量推計ワークシートを用いて算出している。また、要支援・要介護認定者の将来推計は小数点以下四捨五入の関係で、各年齢値と合計値が一致しないことがある。

## 2. 日常生活圏域の状況

本市では、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活を継続することができるように、市内の日常圏域を支える基盤（公共施設・交通網・人的ネットワークなどの資源）ごとに、草内、大住、田辺、三山木・普賢寺の4つの圏域で区分して、地域密着型サービスの基盤整備を行ってきました。本計画においても、引き続き圏域ごとに地域密着型サービスの供給体制を整備し、なるべく圏域の中でサービスが供給されるように図っていきます。

### ○本市の状況

- ・面積：42.94km<sup>2</sup>
  - ・人口：66,605人
  - ・高齢者人口：15,311人
  - ・高齢化率：23.0%
- （人口、高齢者人口、高齢化率については、市内全体、各圏域ともに平成26年10月1日現在）

### 【草内圏域】

- ・人口：12,662人
- ・高齢者人口：3,253人
- ・高齢化率：25.7%
- ・認定者数：577人
- ・認定率：17.7%
- ・面積：4km<sup>2</sup>

### 【大住圏域】

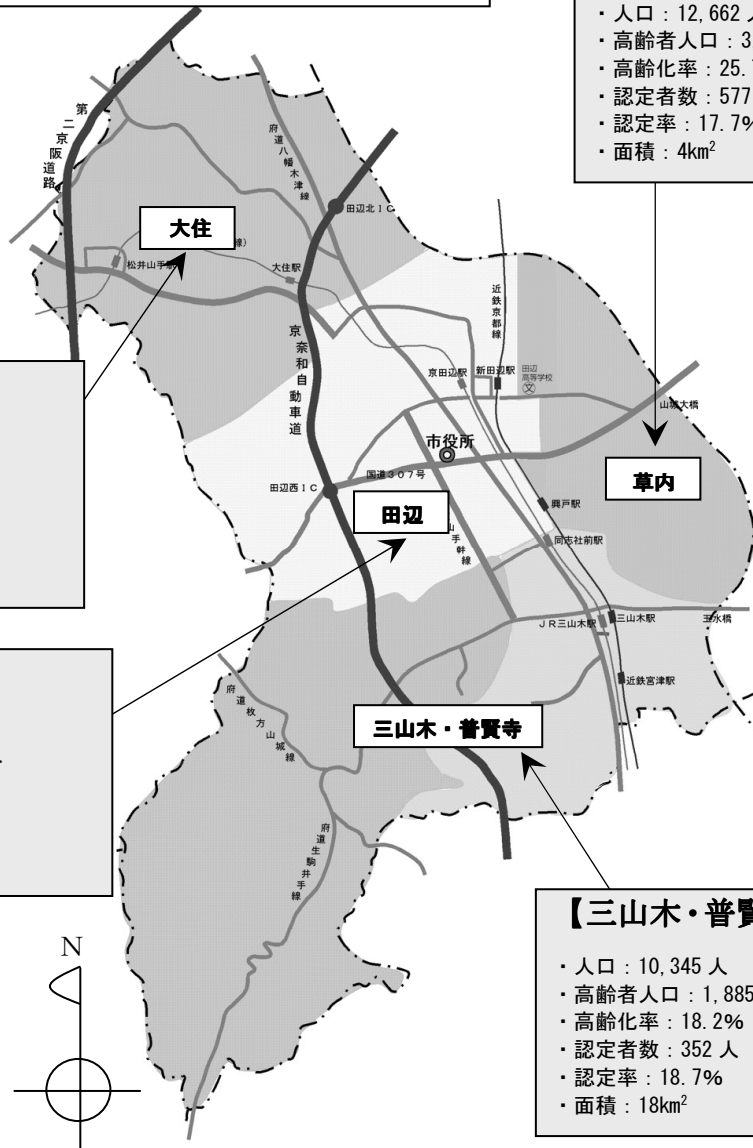
- ・人口：24,543人
- ・高齢者人口：6,161人
- ・高齢化率：25.1%
- ・認定者数：823人
- ・認定率：13.4%
- ・面積：11km<sup>2</sup>

### 【田辺圏域】

- ・人口：19,055人
- ・高齢者人口：4,012人
- ・高齢化率：21.1%
- ・認定者数：684人
- ・認定率：17.0%
- ・面積：10km<sup>2</sup>

### 【三山木・普賢寺圏域】

- ・人口：10,345人
- ・高齢者人口：1,885人
- ・高齢化率：18.2%
- ・認定者数：352人
- ・認定率：18.7%
- ・面積：18km<sup>2</sup>



### 3. 居宅サービスの見込み

#### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護

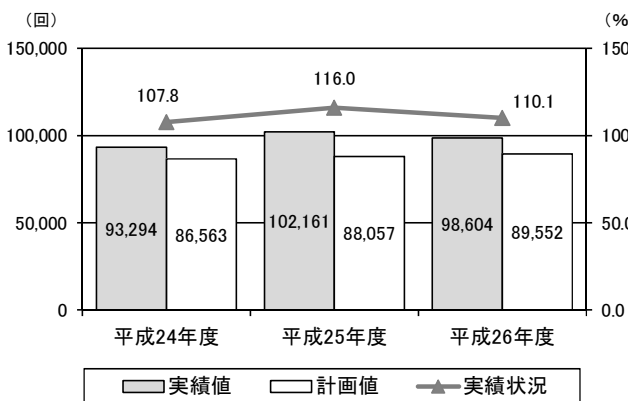
訪問介護（ホームヘルプサービス）は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介助や、調理・洗濯などの日常生活の援助を行うサービスです。

介護予防訪問介護は、要支援者が自力では困難な行為について、他の支援が受けられない場合に介護予防に重点を置いて提供されるサービスです。介護予防訪問介護については、平成 29 年 4 月までに介護保険制度の地域支援事業（市町村の実情に応じた多様なサービスの提供）に移行となります。

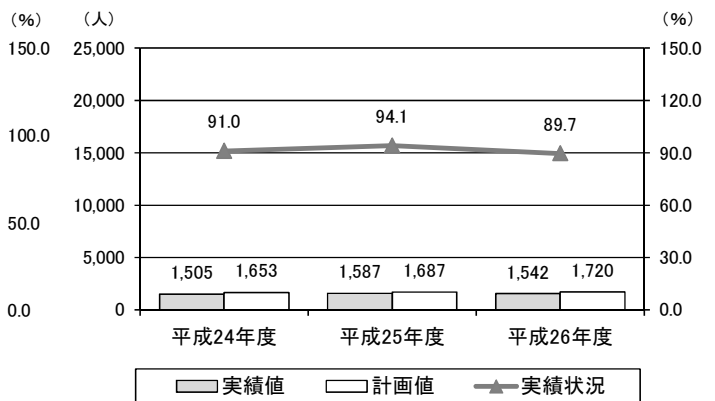
訪問介護・介護予防訪問介護のいずれも、平成 26 年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

計画値と比較すると、訪問介護は計画値よりも上回っていますが、介護予防訪問介護は計画値を下回って推移しています。

##### ■訪問介護



##### ■介護予防訪問介護



#### 【計画値】

##### ■訪問介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
90,739 回	85,674 回	82,422 回

##### ■介護予防訪問介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1,620 人	1,668 人	852 人

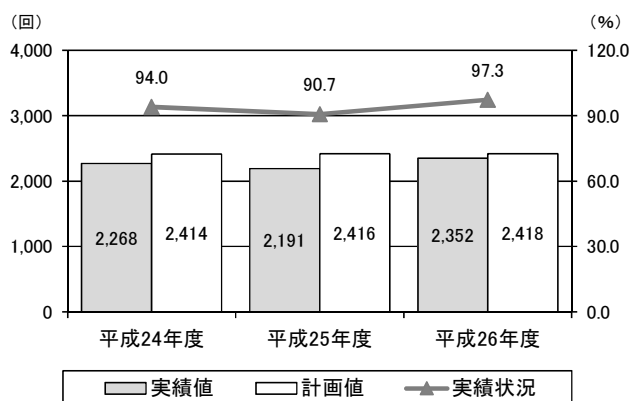
## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、居宅や他の施設での浴室利用が困難な場合、居宅に訪問し専用の浴槽で入浴介護を行うサービスです。

訪問入浴介護は平成 26 年度にかけて、ほぼ横ばいで推移しており、介護予防訪問入浴介護については利用がありませんでした。

計画値と比較すると、訪問入浴介護は各年度とも計画値よりも下回っています。

### ■訪問入浴介護



### ■介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴は、実績値・計画値ともにありません。

### 【計画値】

#### ■訪問入浴介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3,050 回	3,643 回	4,633 回

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

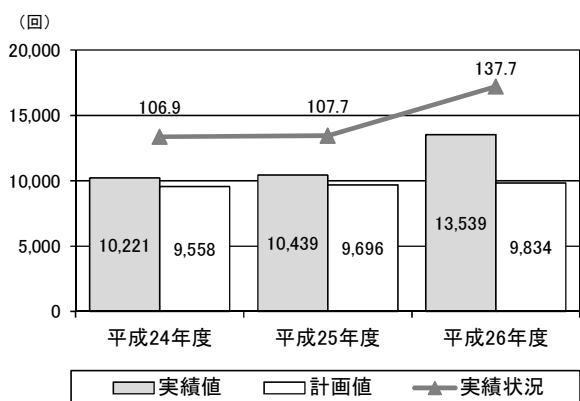
訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが居宅を訪問して療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師などが要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の支援、診療の補助を行うサービスです。

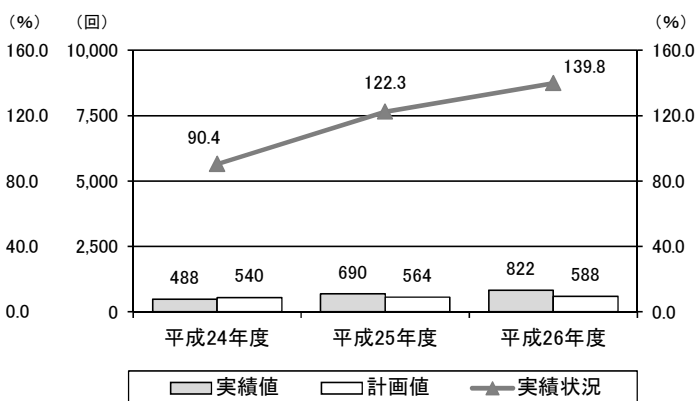
訪問看護は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて横ばい、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて増加しています。介護予防訪問看護については平成 24 年度から平成 26 年度にかけて増加しています。

計画値と比較すると、訪問看護は各年度とも、介護予防訪問看護は平成25年度から平成26年度にかけて計画値を上回っています。

■訪問看護



■介護予防訪問看護



【計画値】

■訪問看護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
15,595 回	17,915 回	21,354 回

■介護予防訪問看護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
983 回	1,054 回	1,052 回

## (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

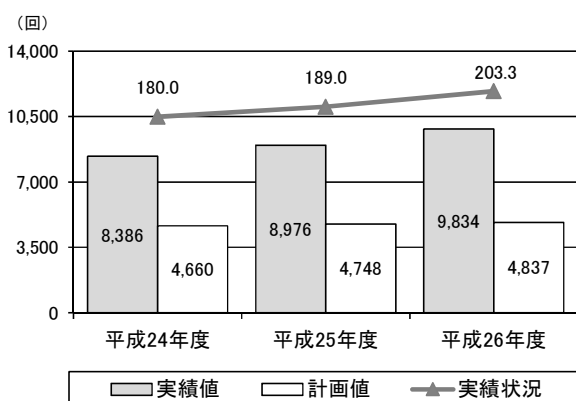
訪問リハビリテーションは、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

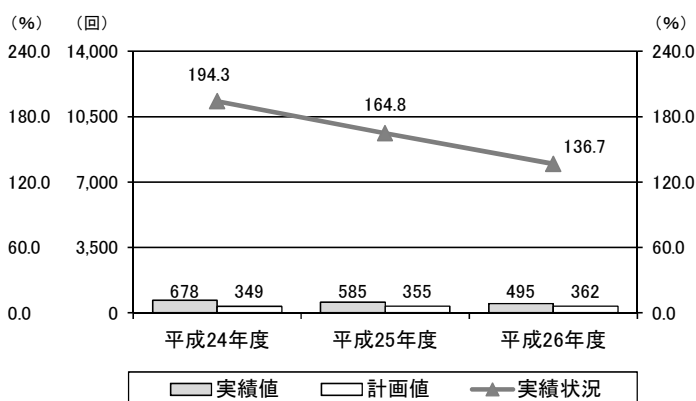
訪問リハビリテーションは平成26年度にかけて増加しており、介護予防訪問リハビリテーションは平成26年度にかけて減少しています。

計画値と比較すると、訪問リハビリテーションは各年度とも計画値を上回って推移しています。介護予防訪問リハビリテーションは利用が減少傾向にあるものの、計画値を上回って推移しています。

■訪問リハビリテーション



■介護予防訪問リハビリテーション



### 【計画値】

■訪問リハビリテーション

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
11,041 回	12,330 回	14,341 回

■介護予防訪問リハビリテーション

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
384 回	239 回	110 回

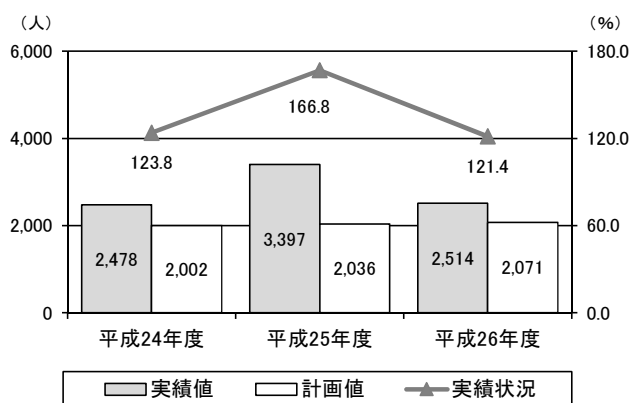
## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師や歯科医師などの指示によって、薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、心身の状況や環境などを踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

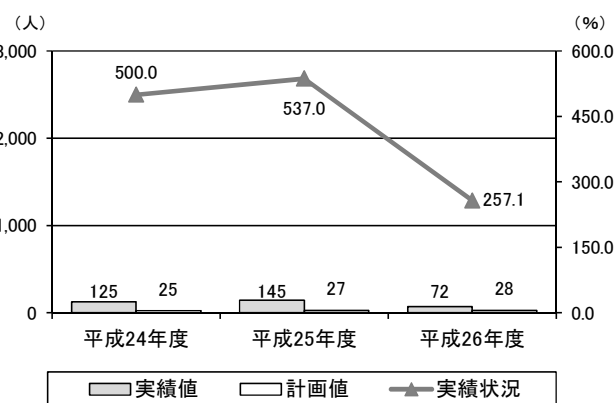
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに平成 24 年度から平成 25 年度にかけて増加し、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて減少しています。

計画値と比較すると、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに計画値を上回って推移しており、特に介護予防居宅療養管理指導は、平成24年度から平成26年度にかけて計画値を大きく上回っています。

■居宅療養管理指導



■介護予防居宅療養管理指導



### 【計画値】

■居宅療養管理指導

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2,964 人	3,252 人	3,696 人

■介護予防居宅療養管理指導

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
108 人	108 人	144 人

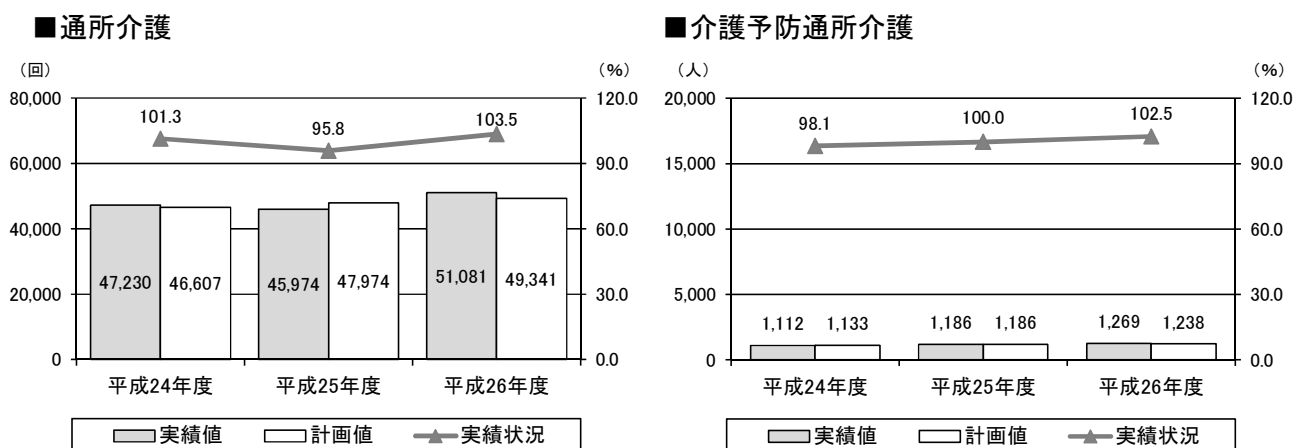
## (6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、通所介護施設（デイサービスセンター）に日帰りを通う要介護者に、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためにリハビリテーションなどを行うサービスです。

介護予防通所介護は、介護予防を目的として、要支援者に通所介護施設で入浴・食事の提供など、日常生活上の支援や日常生活を想定した運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上のための指導などの機能訓練を行うサービスです。介護予防通所介護については、介護予防訪問介護と同じく平成29年4月までに地域支援事業に移行となります。

通所介護・介護予防通所介護はともにほぼ横ばいで推移しています。

計画値と比較すると、通所介護・介護予防通所介護はともにほぼ計画値どおりに推移しています。



### 【計画値】

#### ■通所介護

平成27年度	平成28年度	平成29年度
49,368回	49,282回	50,261回

#### ■介護予防通所介護

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,536人	1,776人	1,020人



## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

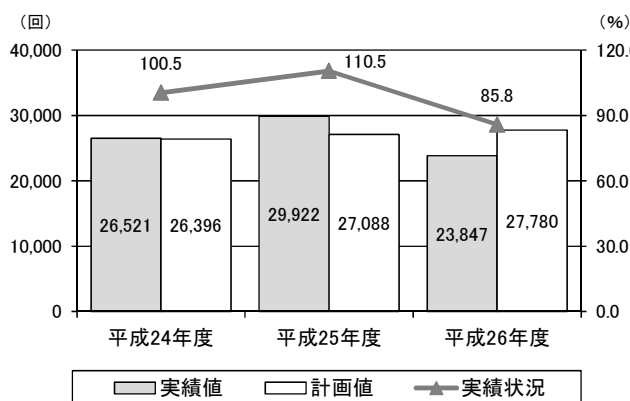
通所リハビリテーションは、病院・診療所などに併設する施設に通う要介護者に対して、入浴・食事の提供など、日常生活上の支援や心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、入浴・食事の提供など、日常生活上の支援や日常生活を想定した運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上のための機能訓練などの必要なサービスの提供を行うものです。

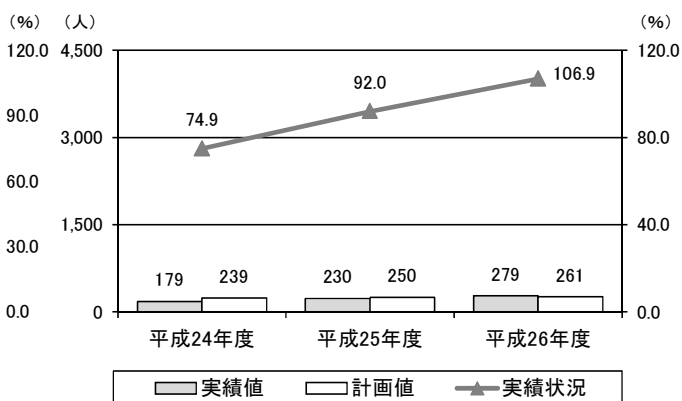
通所リハビリテーションは平成 26 年度にかけて増減しながら推移しており、介護予防通所リハビリテーションは平成 26 年度にかけて増加しています。

計画値と比較すると、通所リハビリテーションは平成24年度がほぼ計画値と同じであり、平成25年度が計画値を上回っていますが、平成26年度では計画値を下回っています。介護予防通所リハビリテーションは平成24年度から平成25年度にかけて計画値を下回っていますが、平成26年度では計画値を上回っています。

■通所リハビリテーション



■介護予防通所リハビリテーション



### 【計画値】

■通所リハビリテーション

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
25,750 回	27,264 回	30,097 回

■介護予防通所リハビリテーション

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
552 人	768 人	1,008 人

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

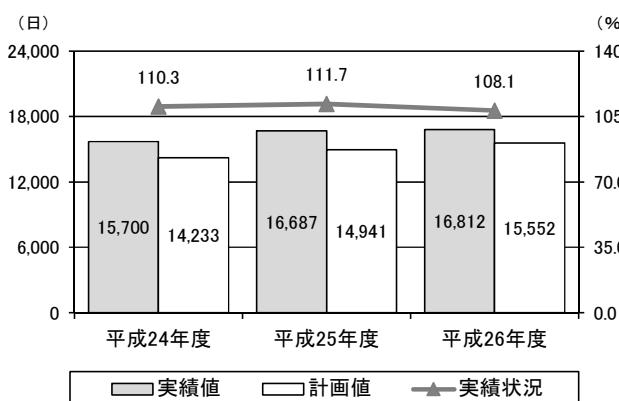
短期入所生活介護は、在宅の要介護者が介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活の支援などを受けるサービスです。

また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に介護老人福祉施設などに短期間入所しながら、必要な支援などを受けるサービスです。

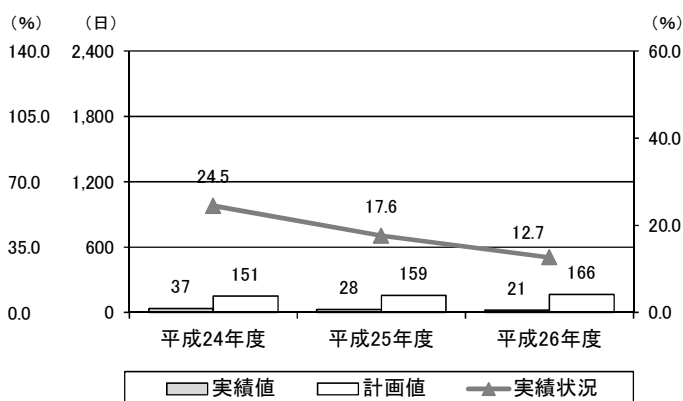
短期入所生活介護は、平成 26 年度にかけてほぼ横ばいに推移しています。介護予防短期入所生活介護については平成 26 年度にかけて減少傾向となっています。

計画値と比較すると、短期入所生活介護は各年度とも計画値を上回って推移していますが、介護予防短期入所生活介護は計画値を大きく下回って推移しています。

■短期入所生活介護



■介護予防短期入所生活介護



### 【計画値】

■短期入所生活介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19,726 日	21,748 日	26,444 日

■介護予防短期入所生活介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
64 日	79 日	92 日

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

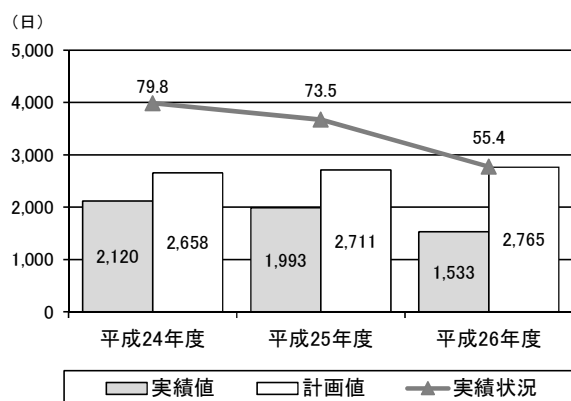
短期入所療養介護は、在宅の要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間に入所し、看護・医学的管理のもと、介護・機能訓練・日常生活の支援などを受けるサービスです。

また、介護予防短期入所療養介護は、要支援者が介護予防を目的に施設などに短期間入所しながら、看護・医学的管理のもと、介護・機能訓練などの日常生活上の支援を受けるサービスです。

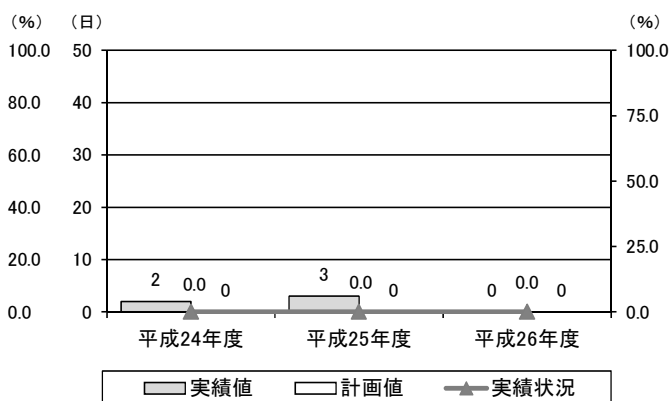
短期入所療養介護は平成 26 年度にかけて減少しており、介護予防短期入所療養介護については、平成 24 年度・平成 25 年度に数日の利用があるものの平成 26 年度は利用がありませんでした。

計画値と比較すると、短期入所療養介護は計画値を下回って推移しています。介護予防短期入所療養介護は計画値を見込んでいませんでしたが、ほとんど利用がないことがうかがえます。

■短期入所療養介護



■介護予防短期入所療養介護



### 【計画値】

■短期入所療養介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1,219 日	1,139 日	942 日

■介護予防短期入所療養介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 日	0 日	0 日

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

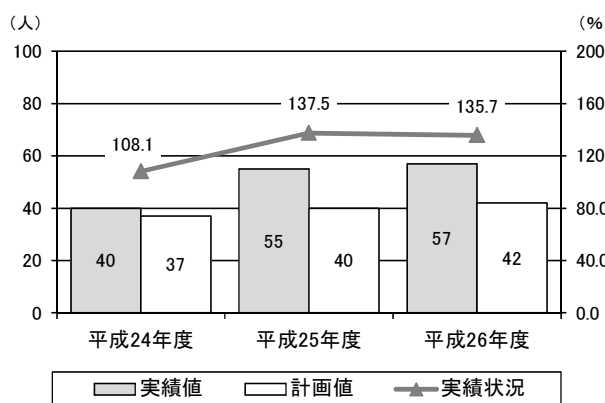
特定施設入居者生活介護は、介護保険の適用を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者が、日常生活上の支援や介護を受けられるサービスです。

また、介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどに入居している要支援者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられるサービスです。

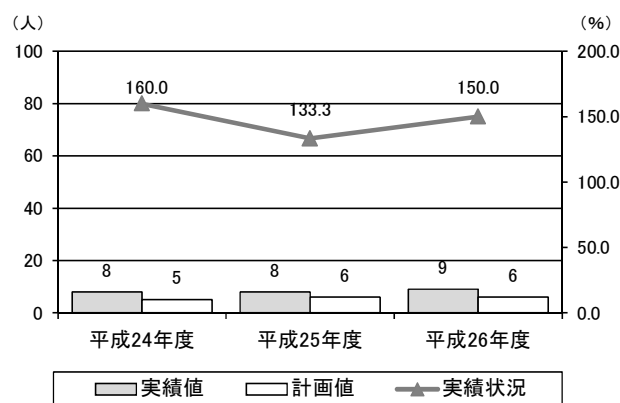
特定施設入居者生活介護は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて増加し、平成 26 年度にかけてほぼ横ばいとなっています。介護予防特定施設入居者生活介護は平成 26 年度にかけてほぼ横ばいとなっています。

計画値と比較すると、特定施設入居者生活介護の平成24年度は、ほぼ計画値どおりとなっていますが、平成25年度以降は上回って推移しています。介護予防特定施設入居者生活介護は各年度とも計画値を上回って推移しています。

■特定施設入居者生活介護



■介護予防特定施設入居者生活介護



### 【計画値】

■特定施設入居者生活介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
91 人	105 人	123 人

■介護予防特定施設入居者生活介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
14 人	16 人	19 人

## (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

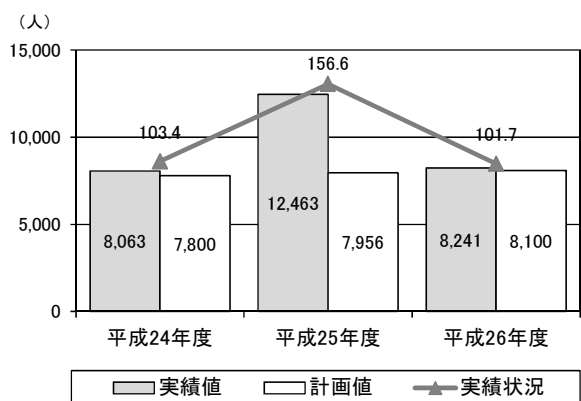
福祉用具貸与は、要介護者が特殊寝台や車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです（要介護度により対象品目が異なります）。

また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として手すりや歩行補助つえなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。

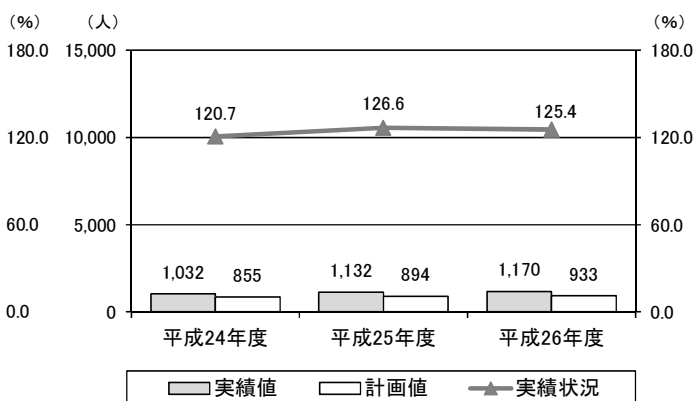
福祉用具貸与は平成 25 年度の利用が多くなっています。介護予防福祉用具貸与は平成 26 年度にかけて増加傾向となっています。

計画値と比較すると、福祉用具貸与は平成24年度・平成26年度はほぼ計画値どおりとなっており、平成25年度については計画値を上回っています。介護予防福祉用具貸与は各年度とも計画値を上回って推移しています。

■福祉用具貸与



■介護予防福祉用具貸与



### 【計画値】

■福祉用具貸与

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8,220 人	8,208 人	8,436 人

■介護予防福祉用具貸与

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1,464 人	1,680 人	1,932 人

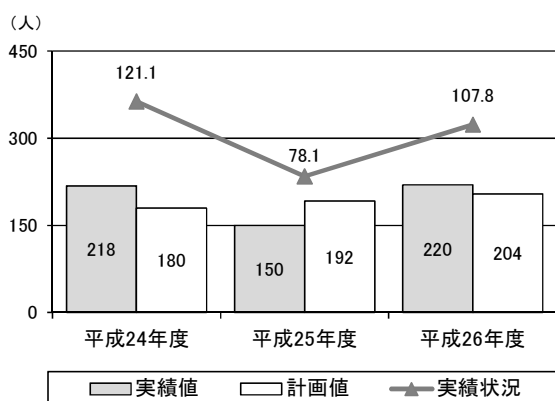
## (12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具購入費支給・特定介護予防福祉用具購入費支給の対象となる福祉用具（特定福祉用具）には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽などがあります。特定福祉用具を指定された事業者で購入した場合に、その費用の一部を支給するものです。

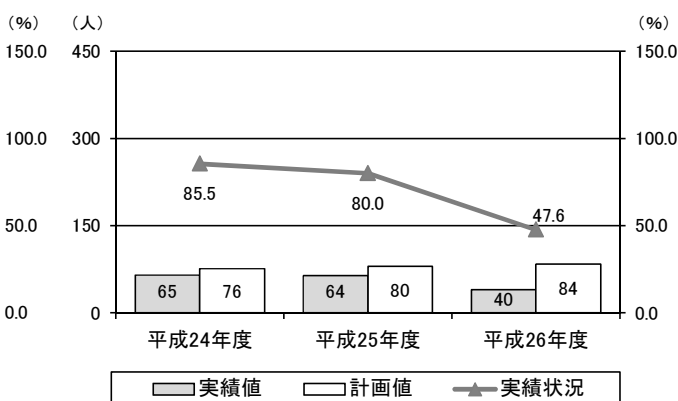
特定福祉用具販売は平成25年度にかけて減少していますが、その後、平成26年度にかけて増加しています。特定介護予防福祉用具販売は平成25年度にかけてほぼ横ばいとなっており、平成26年度にかけて減少しています。

計画値と比較すると、特定福祉用具販売の平成24年度・平成26年度は計画値を上回っていますが、平成25年度は計画値を下回っています。特定介護予防福祉用具販売は各年度とも計画値を下回って推移しています。

■ 特定福祉用具販売



■ 特定介護予防福祉用具販売



### 【計画値】

■ 特定福祉用具販売

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
144 人	156 人	168 人

■ 特定介護予防福祉用具販売

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
36 人	24 人	24 人

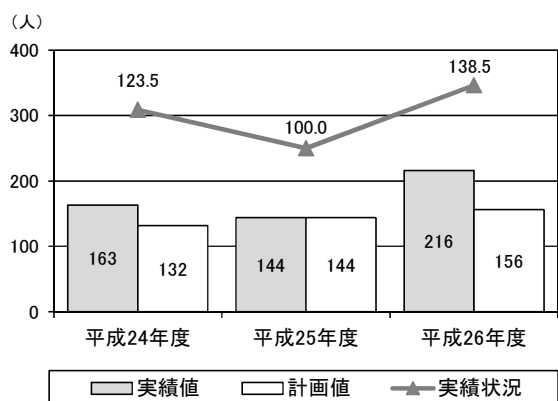
### (13) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給は、要介護・要支援者が手すりの取り付けや段差の解消など生活環境を整えるための住宅改修を行う場合の費用を支給するものです。改修費用は20万円が上限（保険給付は9割の18万円が上限）で、改修工事の前に承認を受ける必要があります。

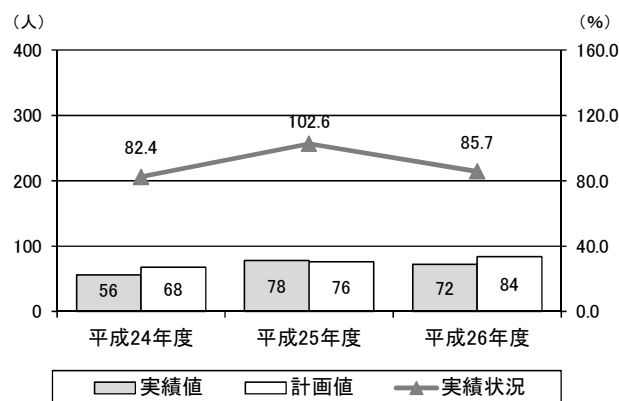
住宅改修は平成25年度から平成26年度にかけて増加していますが、介護予防住宅改修は平成25年度から平成26年度にかけて減少しています。

計画値と比較すると、住宅改修の平成24年度・平成26年度は計画値を上回っており、平成25年度は計画値どおりとなっています。介護予防住宅改修の平成25年度はほぼ計画値どおりとなっていますが、平成24年度・平成26年度は計画値を下回っています。

■住宅改修



■介護予防住宅改修



【計画値】

■住宅改修

平成27年度	平成28年度	平成29年度
264人	312人	384人

■介護予防住宅改修

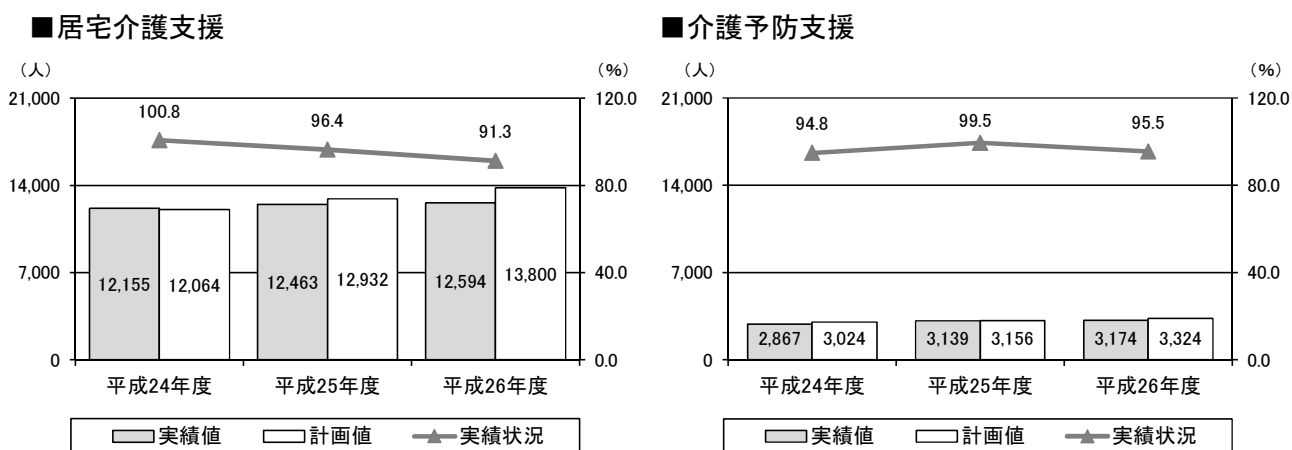
平成27年度	平成28年度	平成29年度
36人	36人	48人

## (14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、在宅の要介護・要支援者が介護保険のサービスなどを適正に利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に応じた介護サービス計画（ケアプラン）の作成をしたり、居宅サービス事業者との連絡調整や、各種情報の提供といったケアマネジメントを行うサービスです。

居宅介護支援・介護予防支援ともに平成26年度にかけてほぼ横ばいとなっています。

計画値と比較すると、居宅介護支援は平成24年度の実績値がほぼ計画値どおりとなっていますが、平成25年度以降は計画値を下回って推移しています。介護予防支援は各年度とも計画値を下回って推移しています。



### 【計画値】

#### ■居宅介護支援

平成27年度	平成28年度	平成29年度
12,936人	13,104人	13,344人

#### ■介護予防支援

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3,660人	4,020人	4,416人



## 4. 地域密着型サービスの見込み

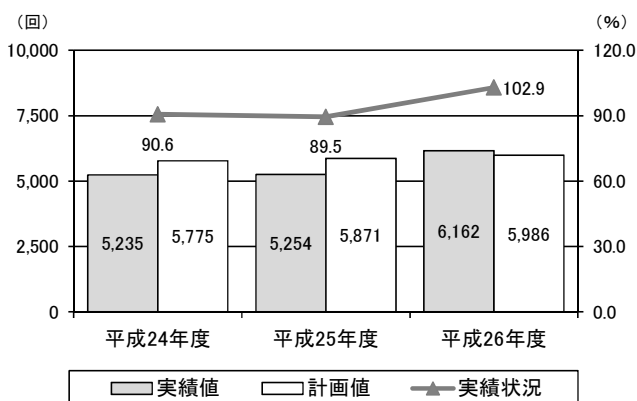
### (1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の要介護・要支援者を対象に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

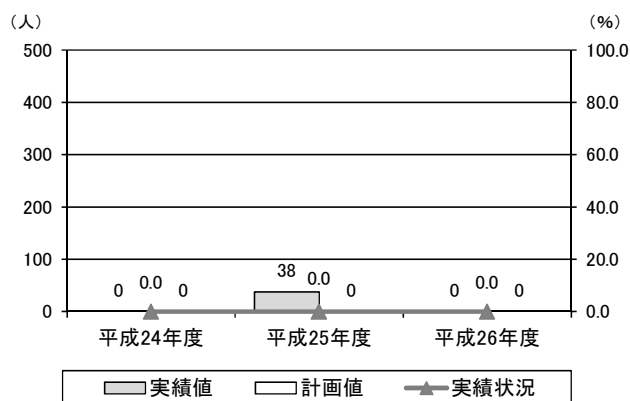
認知症対応型通所介護は平成 24 年度から平成 25 年度にかけてほぼ横ばいですが、その後、平成 26 年度にかけて増加しています。介護予防認知症対応型通所介護は平成 25 年度を除いて利用がありませんでした。

計画値と比較すると、認知症対応型通所介護は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて計画値を下回っていますが、平成 26 年度は計画値を上回っています。介護予防認知症対応型通所介護は計画値を見込んでいませんでしたが、ほとんど利用がないことがうかがえます。

■ 認知症対応型通所介護



■ 介護予防認知症対応型通所介護



#### 【計画値】

■ 認知症対応型通所介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
8,052 回	9,676 回	11,742 回

■ 介護予防認知症対応型通所介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 人	0 人	0 人

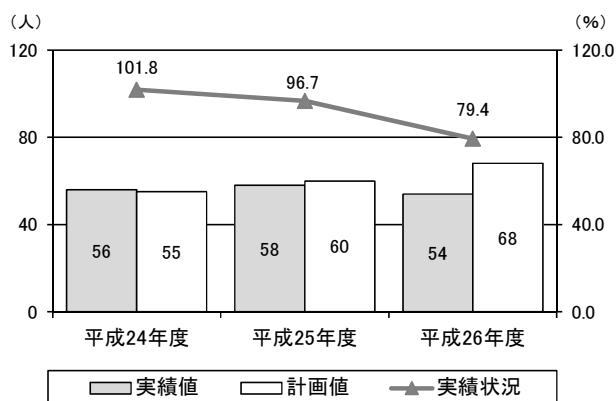
## (2) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、要介護・要支援者が住み慣れた自宅や地域において可能な限り在宅生活を継続することができるよう、「通い」(デイサービス)を中心として、「訪問」(ホームヘルパー)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせるサービスです。

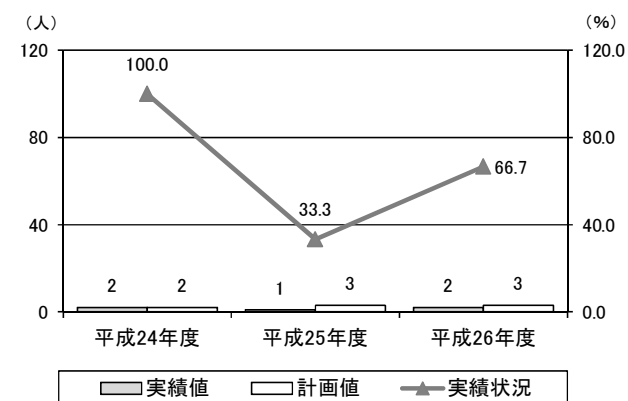
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護ともに平成 26 年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

計画値と比較すると、小規模多機能型居宅介護の平成 24 年度はほぼ計画値どおりとなっているものの、平成 25 年度以降は計画値を下回って推移しています。介護予防小規模多機能型居宅介護はほとんど利用がありませんでした。

■小規模多機能型居宅介護



■介護予防小規模多機能型居宅介護



### 【計画値】

■小規模多機能型居宅介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
64 人	67 人	73 人

■介護予防小規模多機能型居宅介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 人	1 人	1 人

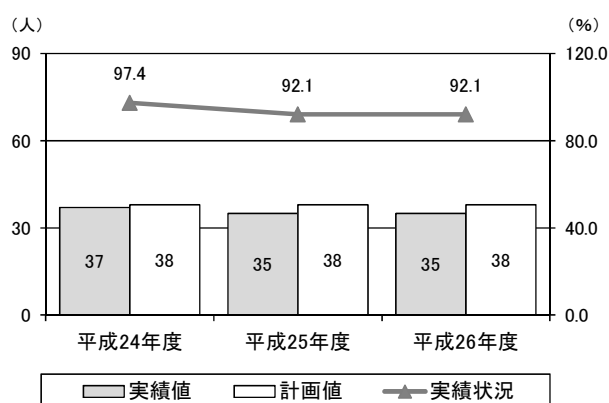
### (3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護・要支援者（要支援1の者を除く）が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事や入浴・排せつなどの介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護は平成 26 年度にかけてほぼ横ばいとなっています。介護予防認知症対応型共同生活介護については利用がありませんでした。

計画値と比較すると、認知症対応型共同生活介護は各年度とも実績値が若干計画値を下回って推移しています。

■ 認知症対応型共同生活介護



■ 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護は、実績値・計画値ともありません。

#### 【計画値】

■ 認知症対応型共同生活介護

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
38 人	47 人	54 人

### (4) その他の地域密着型サービス

その他の地域密着型サービスについては、今後地域の実状や市民のニーズ、事業所の実状などを踏まえながら、実施するか検討していきます。

## 5. 施設サービスの見込み

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

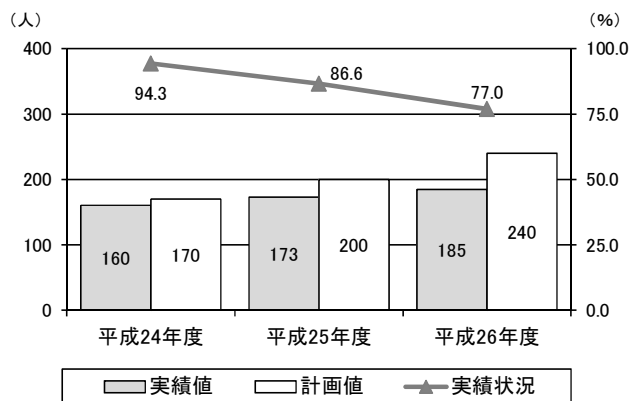
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅での生活や介護を受けることが困難で、常に介護が必要な要介護者が入所し、食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を受けるサービスです。

本計画より、特別養護老人ホームへの入所要件として、原則要介護3以上の者となっています。

平成26年度にかけて、利用者は増加しています。

計画値と比較すると、計画値の増加分ほど利用者が増加していないため、平成26年度にかけて計画値を下回って推移しています。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



【計画値】

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
230人	250人	260人

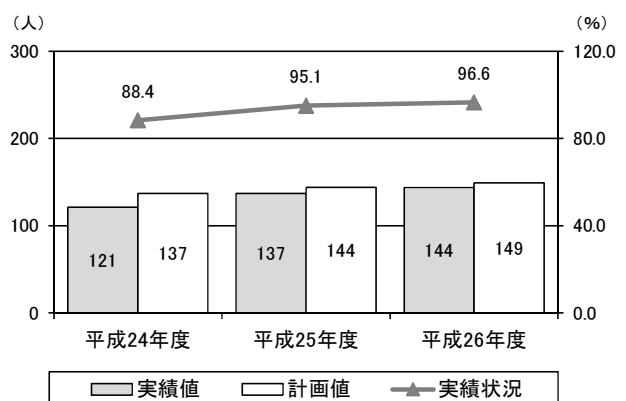
### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者が入所し、在宅での生活復帰をめざし、食事や入浴・排せつなどの日常生活の支援、必要な医療・看護、機能訓練などを受けるサービスです。

平成26年度にかけて、利用者は増加しています。

計画値と比較すると、平成26年度にかけて計画値を下回って推移しています。

■介護老人保健施設



【計画値】

■介護老人保健施設

平成27年度	平成28年度	平成29年度
143人	143人	143人

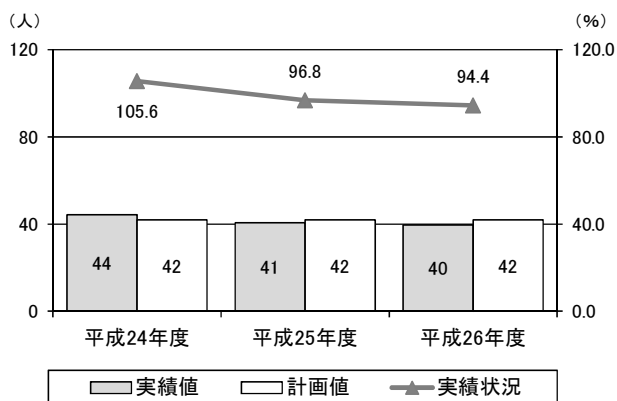
### (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状は安定しているものの長期療養が必要な要介護者が、介護を重点的に人員など配置された医療機関に入所し、療養上の管理や日常生活の介護、機能訓練などを受けるサービスです。

平成 26 年度にかけて、利用者はほぼ横ばいとなっています。

計画値と比較すると、平成 25 年度以降は計画値を下回って推移しています。

■ 介護療養型医療施設



【計画値】

■ 介護療養型医療施設

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
43 人	43 人	43 人

## 6. 特別給付

市独自の給付サービスとして行っている特別給付（紙おむつ支給事業）は、要支援・要介護認定者で紙おむつが必要な人を対象に、1か月あたり3,000円分（自己負担300円）を支給しています。（施設サービスの利用者は除く）

特別給付については、今後地域支援事業等への移行を検討していきます。

### 【実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数	8,316 人	8,172 人	8,172 人

## 7. 介護給付費・予防給付費などの見込み

### (1) 介護給付費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	271,329	255,364	246,213
訪問入浴介護	32,782	38,052	47,646
訪問看護	103,970	116,739	137,528
訪問リハビリテーション	33,810	38,143	44,871
居宅療養管理指導	30,837	34,005	38,677
通所介護	395,806	390,134	395,523
通所リハビリテーション	259,830	278,909	314,973
短期入所生活介護	167,940	185,701	226,470
短期入所療養介護	13,566	12,586	10,229
特定施設入居者生活介護	206,618	238,389	276,207
福祉用具貸与	119,453	118,655	123,215
特定福祉用具販売	5,480	6,057	6,713
住宅改修	29,141	36,373	45,810
居宅介護支援	190,886	192,507	195,704
<b>地域密着型サービス</b>			
認知症対応型通所介護	88,163	107,058	131,350
小規模多機能型居宅介護	167,854	180,802	204,630
認知症対応型共同生活介護	118,084	145,979	167,782
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	715,923	777,180	808,500
介護老人保健施設	490,226	489,278	489,278
介護療養型医療施設	191,087	190,718	190,718
<b>介護給付費計</b>	<b>3,632,785</b>	<b>3,832,629</b>	<b>4,102,037</b>

## (2) 介護予防給付費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅サービス</b>			
介護予防訪問介護	25,908	26,607	13,661
介護予防訪問入浴介護	-	-	-
介護予防訪問看護	4,137	4,424	4,419
介護予防訪問リハビリテーション	1,155	701	324
介護予防居宅療養管理指導	627	679	879
介護予防通所介護	53,391	60,278	34,022
介護予防通所リハビリテーション	21,060	28,934	37,934
介護予防短期入所生活介護	381	471	549
介護予防短期入所療養介護	-	-	-
介護予防特定施設入居者生活介護	18,197	22,397	27,399
介護予防福祉用具貸与	10,705	12,353	14,208
特定介護予防福祉用具販売	1,772	1,252	1,341
介護予防住宅改修	6,639	7,098	7,620
介護予防支援	16,654	18,275	20,080
<b>地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,346	2,346	2,346
介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-
<b>介護予防給付費計</b>	<b>162,972</b>	<b>185,815</b>	<b>164,782</b>

## (3) その他給付費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定入所者介護サービス費支給	114,579	110,909	111,968
高額介護サービス費支給	46,934	49,375	52,417
高額医療合算介護サービス費支給	21,517	22,636	24,030
<b>その他給付費計</b>	<b>183,030</b>	<b>182,920</b>	<b>188,414</b>



#### (4) 総給付費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費合計(1)+(2)+(3)	3,854,590	4,057,341	4,301,737

注：一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を差し引いているため、合計値が一致しない。

#### (5) 地域支援事業費

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防・日常生活支援総合事業見込み額	20,900	22,025	71,065
包括的支援事業見込み額	36,295	36,815	37,349
任意事業見込み額	2,210	2,210	2,210
<b>地域支援事業見込み費計</b>	<b>59,405</b>	<b>61,050</b>	<b>110,624</b>

注：地域支援事業費の上限額は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」ごとに個別に設定される。また、小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わないことがある。

## 8. 介護保険料の仕組みと考え方

【改正前所得段階（12段階）】 平成24年度～平成26年度

第1段階	基準額×0.5	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方
第2段階	基準額×0.5	世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	基準額×0.65	世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第4段階	基準額×0.75	世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の方
第5段階	基準額×0.9	世帯課税の本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方
第6段階	基準額×1.0	世帯課税の本人非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超の方
第7段階	基準額×1.17	本人課税で合計所得金額が125万円以下の方
第8段階	基準額×1.25	本人課税で合計所得金額が125万円超190万円未満の方
第9段階	基準額×1.5	本人課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の方
第10段階	基準額×1.7	本人課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第11段階	基準額×2.0	本人課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第12段階	基準額×2.1	本人課税で合計所得金額が750万円以上の方



【改正後所得段階（13段階）】 平成27年度～平成29年度

第1段階	基準額×0.5	生活保護受給の方、本人が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.65	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が年間120万円超の方
第4段階	基準額×0.9	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.0	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円超の方
第6段階	基準額×1.15	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が125万円以下の方
第7段階	基準額×1.25	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が125万円超190万円未満の方
第8段階	基準額×1.5	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第9段階	基準額×1.7	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が290万円以上400万円未満の方
第10段階	基準額×1.9	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が400万円以上500万円未満の方
第11段階	基準額×2.2	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第12段階	基準額×2.5	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方
第13段階	基準額×2.8	本人が市町村民税課税かつ本人合計所得金額が1,000万円以上の方

注：この段階は平成26年1月現在の案であり、今後、国の制度変更や人口推移等により内容が変更となる可能性がある。

## 9. 介護保険財政適正化に向けた取り組みについて

介護給付費適正化事業は、不適切な給付を是正する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築を目的とするものです。

今後も、各種事業を実施することにより、本市における介護保険財政の適正化を進めていきます。なお、本計画では、京都府が策定する「介護給付適正化推進指針」に基づき、介護給付費適正化事業ともあわせて取り組んでいきます。

## 第3章 計画の円滑な推進に向けて

### 1. 情報提供の充実

本計画の推進のため、高齢者やその家族をはじめ関係者に対する情報提供の充実を図ります。

本市では介護保険サービスガイドブックを作成し、必要な方には配付を行っています。また、介護保険以外のサービス情報も高齢者にとっては大切な情報であるため、市役所窓口や地域包括支援センター、広報紙、ホームページでもさらに情報提供を行い、広く周知できるよう努めていきます。

### 2. 計画の推進体制の整備

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営んでもらえるよう、保健・福祉分野のみならず生涯学習、文化・スポーツなどの支援に取り組む方針も示しています。

そのため、計画の推進に当たっては、計画の円滑な実施に向けて、保健福祉部を中心に施策・事業の進行管理などを行います。

さらに、全市的な観点から本計画を推進するため、医療機関や社会福祉法人などの関係機関との連携を進めます。

### 3. 介護保険事業の進捗状況の把握

介護保険制度を円滑に運営するため、計画の進行・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

本市における介護サービスの利用者、サービス供給量などの基礎的なデータの収集、市民ニーズ、利用者満足度などの質的情報を把握するとともに、事業全体の進行・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題、改善方策の検討を行います。

# 3. 資料編





# 1. 計画の策定経過

## (1) 京田辺市高齢者保健福祉計画策定に係るアンケートの実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、アンケート調査により、高齢者の方々の生活実態や高齢者福祉に対する意識、介護サービスの利用意向などについての現状をたずね、市民の意識や今後のニーズなどを把握しました。

### ■アンケート調査概要

調査地域 : 京田辺市全域  
調査対象者 : 65歳以上の高齢者（要介護認定非認定者と要支援・要介護認定者）  
調査期間 : 平成26年5月20日（火）～平成26年6月3日（火）  
調査方法 : 郵送配布・郵送回収

調査区分	配布数	有効回答数	有効回答率
①要介護認定非認定者	1,900件	1,243件	65.4%
②要支援・要介護認定者	1,862件	993件	53.3%
合計	3,762件	2,236件	59.4%

## (2) 高齢者保健福祉計画委員会の開催

市民、有識者、関係機関などで組織された「京田辺市高齢者保健福祉計画委員会」において、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

### ■開催概要

	次第
第1回（26年1月）	○アンケート調査内容の検討
第2回（7月）	○アンケート調査結果の報告について ○京田辺市の現状について
第3回（9月）	○計画骨子の検討 ○素案作成に向けた意見の収集
第4回（10月）	○計画素案の検討
第5回（11月）	○計画（案）の検討 ○介護保険サービスなどの見込みについて
第6回（27年1月）	○計画（案）の最終確認

## (3) パブリックコメントの実施

広く市民から意見を聴取し反映させるために、平成26年12月19日（金）から平成27年1月19日（月）にかけて、パブリックコメントを実施しました。

## 2. 高齢者福祉に関わる施設の一覧

### (1) 京田辺市老人福祉関係施設

	住所・電話	
常磐苑	草内五ノ坪6 Tel: 62-3643	fax: 63-5588
宝生苑	大住内山7 Tel: 68-2222	fax: 68-2228
三山木老人いこいの家	三山木谷垣内6-1 Tel: 68-2170	fax: 62-3888(三山木福祉会館)

### (2) 京田辺市地域包括支援センターあんあん

	住所・電話	担当地域
あんあん市役所	京田辺市田辺80 京田辺市役所内 Tel: 63-1268	田辺、一休ヶ丘、薪、新田辺西住宅、新田辺東住宅、河原、興戸
あんあん常磐苑	草内五ノ坪6 老人福祉センター 常磐苑内 Tel: 68-1310	草内、新興戸、飯岡、東、府営住宅、山本、高木、二又、南山東、南山西、山崎、出垣内、江津、宮ノ口、同志社、同志社山手、多々羅、普賢寺、水取、天王、打田、高船
あんあん宝生苑	大住内山7 老人福祉センター 宝生苑内 Tel: 68-0705	松井、西八、東林、岡村、三野、花住坂、松井ヶ丘、山手東、山手中央、山手南、山手西、大住ヶ丘、健康村、健康ヶ丘、大住飛地

### (3) 地域窓口相談

事業所名	住所・電話	
在宅介護支援センター九十九園	大住池平99-1	Tel: 63-0804
田辺中央病院 京田辺市在宅介護支援センター	田辺中央六丁目1-6	Tel: 63-5163
京田辺市社会福祉協議会 ケアプランセンター	興戸犬伏5-8	Tel: 65-3826
セピアの園 京田辺市在宅介護支援センター	飯岡南原41	Tel: 65-4883
在宅介護支援センターつつきの郷	三山木西ノ河原43-2	Tel: 68-5155



### 3. 京田辺市高齢者保健福祉計画委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市高齢者保健福祉計画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 行政機関を代表する者
- (5) 公募により選出された者
- (6) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高齢者福祉担当課、高齢者保健担当課及び介護保険担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 4. 京田辺市高齢者保健福祉計画委員会委員名簿

■任期期間 平成24年12月12日～平成27年12月11日

氏名	所属団体等	備考
岡本 民夫	学識経験者	会長
長谷川 榮治	京田辺市社会福祉協議会	副会長
奥西 伊佐男	京田辺市議会	
河村 宏	京田辺市医師会	
辻 和孝	京都府山城歯科医師会	
木原 裕子	京都府薬剤師会綴喜支部	
高岡 壽子	京田辺市民生児童委員協議会	
中川 容子	京田辺市老人クラブ連合会	
土合 善明	連合京都南山城地域協議会	
井爪 文一	京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会	
亀山 真由美	市民公募	
坂田 一郎	市民公募	

※敬称略、順不同

## 5. 京田辺市地域包括支援センター運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険の被保険者及び介護保険の利用者
- (4) 学識経験のある者
- (5) ケアマネジャーの代表
- (6) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの運営協議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 京田辺市高齢者保健福祉計画

平成 27 年 3 月

発行：京田辺市役所 健康福祉部 高齢介護課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

TEL：(0774) 64-1373 FAX：(0774) 63-5777